

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会 (第 21 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 24 年 11 月 15 日 (木)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 5 時 35 分
場 所	5 階 議場		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 出 席	田中文字子、石田憲太郎、平野真理子、金谷洋治、寺坂寛夫、砂田典男、 有松数紀、谷口秀夫		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 竹内 一敏 庁 舎 整 備 局 主 任 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	10 名 (別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	日本海新聞、朝日新聞、産経新聞、読売新聞、毎日新聞、赤旗、 山陰中央新報、共同通信、中国新聞、山陰放送、山陰中央テレビ、 日本海ケーブルネットワーク、日本海テレビ、NHK		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後1時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 ただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を開会をいたします。開会にあたり皆さまがたの基に、本日の議題の参考資料となります鳥取市議会だより臨時号のゲラ刷りとそれから委員長報告に含むべき事項のペーパーをお配りをしておると思っています。御確認をいただきたいというふうに思います。それでは早速でございます、11月9日に日本設計より調査業務の報告書が成果品として上がってまいりました。その次の作業として、この報告書に基づいた検証結果を市民の皆さまがたにお知らせをするということで、鳥取市議会だよりの臨時号を発行する作業に入っております。本日はこの広報について皆さんがたの御意見をいただく中で、記載内容を決定をいたしてまいりたいとこのように思います。各委員の方に事前にゲラ刷りをお配りをいたしておりまして様々な提案、修正の御意見をいただいております。これはどうしましょう、皆さんに見ていただく中で1つずつ検証していくのか、あるいは事務局の方でこういう点が出てまいりましたということを最初に報告をさせていただいて、1ページずつ確認をとっていくという作業にしたいというふうに思いますけど、事務局の方はできますか。いいかな。はい、勝井次長。

○勝井節朗 議会事務局次長 はい。事務局の方から説明させていただきます。まず、今回の方は、市報の差し込みの4ページということでございます。それで内容の方でございますが1ページ目でございます。この中で追加ということで、最初の縦の説明文鳥取市議会では5月20日日曜日の住民投票で過半数の票を得た云々のくだりの部分の最後の部分でございますが、また結果に至るまでの経過その次に経過と今後の取り組みについてお知らせしますという文が追加で出ております。まずは、1ページ目はその分でございますが。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、事務局の方から報告をいたしましたけれども、また結果に至るまでの経緯と今後の取り組みについてお知らせをしますということで、詳しく記載をしようという御提案でございます。この点についてはいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい。それでは、皆さま御意見ないようでございますので、このように修正をさせていただきます。それでは、続きまして2ページをお開きいただきたいというふうに思います。2ページの御提案を御説明いただきたいと思っております。

○勝井節朗 議会事務局次長 はい。2ページ目に入らせていただきますと、まず上段部の方に検証を依頼した内容を黒丸の1というように横書きの部分がございまして左の方に最初の分でありまして黒丸の1の一部変更した内容黒丸の2というような部分がございまして、まず、提案ではこの横書きの文が右から左の方に矢印になっておりますが、横書きの文につきましては、左から右に記述した方がいいんじゃないかというような案が右上のところ記述してあります。横文字構成で右から左に変更は読みづらいということで、一覧表にして欲しいという部分でございます。それから、左上の方の黒丸の一部を変更した内容、黒丸の2の部分につきましては、特別委員会で一致した調整、条件変更をされた内容というような記述にしてはどうかということ。それからそれぞれの矢印のところに出ておりますが、右の分につきましては物理的に無理、それから左部分につきましては一部条件を変更というような記述を加え

てはという部分がございます。あと、文言の訂正等がございますが、右の方の（４）外構などという部分で残置建物、駐車場等、渡り廊下と３つ記入してありますけども、ここの駐車場等のところに屋外駐車、屋外という言葉を追加しまして屋外駐車台数 50 台というようなこと。

それから５番目の工期につきまして約２年（平成 26 年度中の整備完了）と、このカッコ部分をとるというようなこと。それから左の方にいきますと（４）の屋外など、先ほどと同様で駐車場等のところに屋外駐車台数という屋外を入れて 43 台という記入でございます。それから一番下の部分、米印である部分ですけども、この部分の記述を工事建設費は上記の条件で算出というようなところがございます。それからページの下段の方になりますけど、今度縦書きの方でございますが右の方の調査案では実現できないというくだりの分、①の地下 1 階の柱頭免震工事等々の部分の削除、２番目の地下にある空調設備のダクトという削除、それから④の削除というようなことが出ております。それから左の 3 ページ目の方になりますと用語解説のところで、それぞれ用語解説しておりますが、この中に基礎免震の説明も入れたらどうかというような追加がございました。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、見開きのページでございますので 2 ページ 3 ページ一括して皆さんの御意見をいただいた訂正カ所、提案を説明をいただきました。それでは、範囲が広いもんですから、まず最初に上に記載してございます横書きの部分これの検討をさせていただきたいというふうに思います。横文字校正で右から左に変更は読みづらい、一覧表にして欲しいということでございますが、これはどなたの御意見ですか、はい、桑田委員、ちょっと詳しく御提案をいただきたいとします。

◆桑田達也 委員 提案と言いましても、そのとおりなんですけども、文章を読む上で、こういう構成ですから、この左から右に横書きで書いてあるわけですけども、表自体が右から左にこう変更がなされておるということですし、また各それぞれの項目が一応見ているところがありますから、これ一覧表で表した方が読みやすいんじゃないかなということで、このように書かせていただいております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。一覧表にするっていうのは、この 1 つの枠に括るといっていいのでしょうか。

◆桑田達也 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 ということでしょいか。レイアウトというか、構成のジャンルに入ってくるんですが、言えば右から左にいつておるといっていいことで、何かもっと読みやすく、わかりやすくということですよ。はい。どうしたらいいのかな。これ、ページ数が違うからこういうかたちにはなったんでしょいか、これはゲラ刷りですからなんか白の紙の上で書いてあるんですが、実際にはこの検証した内容ですとか、左の一部を変更した内容ですとかっていうのは、網をかけて、色をつけていきますので、今よりははるかにわかりやすい状況になるかと思いますが、いかがでしょう。委員の皆さんでその他御意見ありますか。はい、すみません、桑田委員。

◆桑田達也 委員 言っていることはレイアウトのことなので。

◆橋尾泰博 委員長 うん。

◆桑田達也 委員 今まで、今までというか、これまでこの鳥取市議会だよりが A 4 縦ということ

になっているんですけども、例えば、一覧表ということにすれば、これをA4の横でするとか、もしくはちょっと全体にも構成を変えないといけないわけですから、ちょっと大変かと思うんですけども、どこか一面を割いてそういう一覧表というかたちで持っていかれた方がいいんじゃないかなというふうに考えますけども、どうでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 この今の紙面の作り方からすれば、私も担当でないものであれですから。例えば、2ページ目に、上に検証を依頼した内容、それからその下に一部を変更した内容というようなかたちで上から下に表を続けてやると。それから3ページ目にはそれに基づいて下の何ですか、調査案では実現できない。それから概略図とか写真が載っていますけども、それを3ページ目の上に持ってくる。それから、その下に変更案の概略図とか、用語の解説ですね、それを持ってくるというようなことであれば右から左に読んでいくということに比べれば、まだ上から下に読んでいけるというかたちになるのかなという感じはしましたけど。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 私も委員長が今言われたようなことの方がわかりやすいのかなと思います。ですから上下で1と②というものを比較対照表みたいなかたちに。ただ、これ、まったく羅列してあるので非常に比較しづらいところもあるんですね。だから、この辺りが、どこが変わったのかということをはっきりとわかりやすいようなかたちで表現していただければと思います。ですから、そうすると2ページの中に上の段、下の段でまとめ、それぞれ1、2と入れていって、変わったところは色が変わるとか、何が、網が入るとか、そういったかたちでわかりやすく表の、これはもうなんと言うか、括る、表のようにしてもらった方がいいのかなという気はしなくもありませんけど。そうすると下の調査案の分を2ページ、3ページか、そっちに持っていけば、そちらの方がすっきりするのではないかなというふうな気はします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。言えば、この検証依頼した内容のスペース、それから一部変更した内容のスペース、字句としてダブっている部分がある、これも現実です。これは日本設計さんからの報告書に記載してあるものを抜き出したということですので、今御提案がありましたけども、例えば、こうやって同じ文言もダブっておるわけですけども、例えば、どういう部分をダブっておるので削除してもいいのではないかということについて、御意見ございますか。これなんかは元々、なんですか、色分けしてある部分をコピーしたっていうか、あれによって全体が白い紙の上に写植を打っているような格好になっていますのでわかりにくいんですけど、実際は網掛けで、色のついた上にこの字を打っていきますので、もう上と下が分離している、それから右から左に目がいくということについてはあまり大きな抵抗はないと思うんですけども、どういうふうに変更するのがいいのか。そうしたらこれはもうなんて言うんですか、デザインの分野に入ってきますので、委員長、副委員長にお任せをいただければでしょうか。できるだけ皆さんのお目通ししやすいようなかたちの修正にさせていただきますというふうに思います。

それから2ページの左ですか、物理的に無理、それから3ページの方の部分の右には一部条件を変更、言えばどうなんでしょう、この2ページ目のこの下の方に調査案では実現できないという文言が入っていますし、左の方については特別委員会で一致した調整、条件変更された

内容というような文言が入っておりますので、これはどうしても入れない、入れた方がいいと思われたのでしょうか。これはどなたですか。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** これは下にも書いてありますから、どうしてもということではないんですが、表は表として見やすいように、こういう文言を入れた方がいいんじゃないかなということで、どこか委員長、副委員長で、レイアウトを検討されるときに、こういう文言が入るのであれば、入れてもらった方がいいのかなというふうに考えておりますが。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。じゃ、この点についても委員長、副委員長にお任せいただけますでしょうか。はい。それから字句の訂正がございました。4番の外講などの2行目ですか、駐車場等というところに現在、駐車台数50台というふうな記載でありますけれども、これは上の半地下駐車場のところの駐車台数100台の半地下駐車場（屋外駐車場）と合わせて計150台の駐車施設というふう、との関連の中で、市民の皆さんが読まれたときにわかりづらいのではないかなというような趣旨の下での屋外駐車場50台ということで、屋外という言葉に記載すれば市民の皆さんにより御理解いただけるのではないかなというような提案だというふうに伺っておりますけれども、この点はこのように取り計らってよろしゅうございますか。これもこの3番の半地下駐車場などというところで、新第2庁舎地下に駐車台数100台の半地下駐車場というふうに記載しておるわけですが、下の方で屋外駐車台数50台ということであれば、屋外駐車場と合せて計150台の駐車施設というのもダブリみたいなことになってくるんですけども、どういう記載の仕方が一番簡潔でわかりやすいのでしょうか。

なんでも結構です。御意見をいただきたいと思えます。えらい細かいことをきいて申し訳ないんですが。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 150台の駐車場の確保というのは、当初の一番、これも駐車場の車の台数からすると、150という数字というのは非常に重要な数字なものですから、やはりこれはそのまま括弧書きで入れといた方がいいんじゃないかなと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、わかりました。その他ありますか。今御意見いただいたように、3番の駐車場については括弧書きでこのように記載をしておいて、4番の駐車場のところには屋外という言葉を追加をするという御意見でございます。そのように決めさせていただいてよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それから、5番の工期のところでございますが、約2年（平成26年度中の整備完了）、これは住民投票をおかけしたときの1号案、2号案も同じ記載になっているわけですが、例えば、この完成年度については、住民投票終わって、こうして特別委員会で審議をしております。また、合併特例債の期間の延長等もございまして、ここの括弧書きの部分については削除してもよろしいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。御意見あるかた、はい、じゃあそのように取り計らいをさせていただきます。それから、右のページの上に、下線部分は検証において定義追加したものですという文言がございます。これは検証を依頼した内容、これを四角の枠で括るか網掛けをするかということですが、その下の部分に、この文言を入れてはどうかという提案でございます。この特別委員会の中で山本参考人にもお越しをいただいて、委員の皆さま、大変大きな御質疑もいただきましたし。それから、日本設計さんとも計画条件

の詰めもやってまいりました。その中で特別委員会として、例えば市庁舎の性能と言いますか、これについても、構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類、このように設備改修において特別委員会の総意として合意をいただきました。

それから、それに伴うと言うか、改修の内容のところでございますけれども、②番、建物本体は既存遡及対応の内装改修を行うということを記載をしております。この住民投票条例案にかけた2号案でございますが、この当時は、言えば県庁のような耐震改修というような御意見であったというふうに思いますが、その当時は鳥取市としてもこの耐震改修ということは念頭になかったわけございまして、この本庁舎の耐震改修について、どのような整備計画を持っておるのか、あるいはいうところまで正式な見解が出ておりませんでしたけれども、これも10月の12日の特別委員会だったのでしょうか、調整会議だったのでしょうか。この折に鳥取市の建築主事の方から渡り廊下で増築部分をつなげば、一体の建物となってまいりますと、それに伴って、既存遡及対応の内装工事が出てまいりますということが10月になって明らかとなりまして、これも特別委員会で議論をし、じゃあ、そのように対応しようということにあいなったわけでございます。

それから、3番の設備は免震改修にかかり、必要となる改修ということになっておったんですが、先ほどの耐震性能の定義を定めたことによりまして、甲類対応の改修工事を行うということが新たに追加になったということでございます。それから、新第2庁舎でございますけれども、3行目、耐震性能を先ほどのⅠ類、A類、甲類ということに定義を付けましたし、それから、積算を免震構造で積算をしていただきたいというふうに特別委員会として合意をいたしました。山本参考人は、鉄骨制震で計画をしておるという話はありませんけれども、特別委員会の総意として、免震構造で積算をするということで、日本設計に計画条件を求めたものでございますので、それと、そういうことが出てまいりまして、先ほど申し上げた部分のアンダーライン、この部分については、検証においてこの特別委員会で定義追加したものですという文言をこの枠の下に記載してはどうかという提案でございます。この点について御意見ございましたら、お願いをいたします。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 免震構造のところなんですけれども。

◆橋尾泰博 委員長 免震構造。

◆島谷龍司 委員 (2)の新第2庁舎。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆島谷龍司 委員 これ、検討委員会で定義を追加したというのではなくて、参考意見の中で表の参考のところきちんと免震で積算しているというのがあるから、これでしてくださいという話したわけで、定義を別に追加したわけじゃないと思うんですけど、それはどうなんですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい。これは住民投票にかけた折の、市民の皆さんに比較検討表というものをお付けをして投票していただいたわけでございますが、そのときの比較検討表の参考欄、例えば枠の外に参考欄として、1号案も2号案も免震構造での算出をしますという言葉が入っておったと思います。それで、山本参考人はこちらに参考人として来られたときに、制震鉄筋か

な、それで、建築をしてはどうかというふうを考えておるといってお話がありました。この免震、制震、耐震という工法は、基本設計の折に決定をするというふうに、比較検討表には記載をしてございます。そういうことがございましたが、委員の皆さんとのご議論を深めていく中で、免震工法というのは、工事費が他の工法に比べて割高である、それから、工事期間が他の工法に比べて時間が長くなるというようなことで、一番時間が長くかかって、一番工事費が高いという認識でお話し合いがついたものですから、参考欄に免震構造というふうに1号案も2号案も書いてありますから、免震構造での積算をお願いをしたいということでしたものでございます。

そういうことで、この下線については、この特別委員会のいろいろ議論していく検証作業の中において、定義位置付けたものですという文言を枠の下に入れてはどうかということで、御提案をしておるものでございます。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 委員長から縷々、山本浩三氏の話が出てくるんですけども、それは今回、ここで言うのとはちょっと論旨が違うと思うんです。さっき言われた、定義追加したものですという文言入れるのは、それは私も同意はいたしますが、その上の方の甲類対応の改修工事を行うとか、そういうのはこの特別委員会の中で、皆さんで協議して決めたというのは私も認識しておりますが、この建設費20億8,000万という、この前提になる、その建設費を積算しているのは、免震構造で積算しているという大前提があるんで、これは定義追加とかそういうものではなくて、私は、これは下線は抜いた方がいいんじゃないかというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 島谷委員の、この2番の新第2庁舎の免震構造という部分ですね、はい、はい。その他、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 今、島谷さんがそういうふうに言ったんですけど、住民投票かけたときには、免震でやるというかたちで正式に決めて住民投票かけたんじゃないというふうに思っています。それで、ただ積算の20億の金額というものは免震でできる数字だというふうに下に注意書きで書いてあったわけですよ。免震構造で積算してあるということであって、それで、日本設計に積算をするのにどういったかたちで積算をしていただくかということこの場で示さないと日本設計が設計できないと、概算設計ができないということで、一応この調整会議の中で、検討委員会の中でやはり第2庁舎に対策本部を置くということがあれば、やっぱり免震でいかないとけんじゃないかという、この委員会での合意だったというふうに僕は認識をしていますよ。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 皆さんで合意、この問題でごちゃごちゃ言いたくはないんですけども、でも、やはり、この文章の中で定義追加という、定義を追加するというふうに出すわけですから、我々としてはその20億8,000万を積算した前提というのがあるという大前提があって、それを確認したというふうに私は思っています。ですから、あくまで甲類とか、そういうのは皆さんで協議してああこういうふうをお願いしなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、この免震構造の部分についてだけ、私はやはり下線はない方がいいんじゃないかなというふうに、私のこれは意見ということでもいいです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 以前のことの確認も含めてということになるかと思いますが、構造の方法については、住民投票にかけた段階で、先ほど島谷委員の方から話がありましたように、いわゆる一番予算的にもかかるであろうというものを予算を見てあるんだということをおっしゃっておられるわけですから、改めてそこをその免震に追加したかのような表現を私はする必要はないだろうと思うんですね。それから、なぜその免震というものが当初から想定されたように今日まで来たかと言いますとね、元々は山本先生が発表された段階、いわゆる簡単な模型のようなものですね、ああいったもの作られたときに、私もコピー持っていますけども、3階でこの免震構造ということを書いておられるわけですね。4階建てか、当時ですね。ここから始まっているわけですね、それで、検討会の私、議事録も読み返してみましたけども、当時免震を変えたという意識はないんですよ、表現を見ましてもね、それはどういうことかと言いますと議論の中で第1号案の市民病院跡地への新築移転の方の内容が変更されたということにおいて、いわゆる検討会の中でもそれはどういうことだったかというような議論をしたいというような御発言がありまして、当時。これは上田委員の方の発言だったように覚えていますけども、それは例えば、100億が70億になったとか、あるいは駐車場台数が400台だったのが200台になったとか、立地をやめたというような経過であったりとか、そういう話の中から、最終的に向こうもいわゆる予算は最高レベルの免震でも見えていますよと言いつつも、設計段階でいろいろな構造的な専門的な立場の中で最終決定すればいいというようなことで、構造方法については実施段階でやりましょうというような記述があるんだから、それに合わせておけばいいじゃないかというような議論しか、何度議事録読んでも、読み返してもないんです。

だから当初は、やはり免震的なものが前提で流れていたように思いますし、山本先生が具体的に鉄骨で制震だとかという発言をされ出したのは、住民投票がいわゆるかけられた後の話ですね、いわゆる3月の時点、いわゆる我々が住民投票にかけの前段でそういった御発言を聞いた記憶がないんですよ。そういった背景も踏まえて考えてみますと、予算もそれなりのものが見てあるということもおっしゃっておられるわけですから、免震ということでの条件でやれるということですから、改めてそれを新たにこうこれは加えた条件ですよということにする必要はないんじゃないかと私は思いますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、どうも。その他ありますか。そうしますと、この新第2庁舎の部分ですね、耐震性能のところ、構造体I類、建築非構造部材A類、建築設備甲類、その後段ですね、免震構造（地下1階柱頭免震）これについてのアンダーラインは必要ない、取るということでよろしゅうございますか。はい。それから、次は先ほど確認を取るのを忘れちゃったけども、下線部分は特別委員会の検証において定義あるいは追加したものですという文言をこの枠の欄の下に1行入れておくということについてはよろしゅうございますか。はい。それでは、次は3ページの上段でございます。先ほどですね、黒丸1の一部を、はい、はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 下線部分はいいいんですけれども、ちょっと、波形の細い下線もありますよね。これ5,900平方メートルとか、これとの区別というのがないと表現、下線ということになれば両方下線になるんで、この表現を少し考えていただければと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、そうしますとこのアンダーライン入れます。それで、今の①の免震改修（1階基礎免震、地下1階部分柱頭免震）これが太字になっておるんで、この括弧書きの下の波線はこれも取ればいいんじゃないでしょうか。字の太さが違ってきますんで、これで強調してありますから、これで十分御理解いただけるというふうに思いますので、この1番の波線、これも取るということに決定をさせていただきたいというふうに思います。

◆島谷龍司 委員 何カ所かあるんですよ。

◆橋尾泰博 委員長 波線何カ所かあるか。どこだい。100台か。

◆島谷龍司 委員 第2庁舎の話。

◆橋尾泰博 委員長 なら、この波線は取るようにしましょうか。はい。これも取る、それからこれも取る、それからこの50台なんかのところも取る、はい。はい、それでは3ページ上段に移ります。黒丸1の一部を変更した内容ということになっておるんですが、特別委員会で一致した調整、条件変更された内容というふうにより詳しく記載してはどうかという御提案ございました。この点についてはいかがでしょうか。①の一部を変更した内容、検証を依頼した内容。どのように思われますか。両方特別委員会で検証したあれですけども、今のこの一部を変更した、はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 特別委員会で一致したということは、これは前提として一致をしてこの2の案になっているわけですから、重ねていく必要があるのかどうなのかということですね。だから、一部を変更したということなのか、そこにある条件変更された内容というふうに言うのがいいのか、そのあたりの捉え方をどうするかということでしょう。だから、特別委員会で一致したという文言は、私は必要でないと思います。これはもう一致をしてこの黒丸の2になっているわけですから、改めてここに特別委員会で一致をしたということは必要はないんで、その一部の変更というようなことなのか、いわゆる条件が変更された内容というか、どちらを取るかということの方が議論をした方がいいんじゃないかなと私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、御提案をいただいた趣旨というのは、より詳しく市民の皆さんに情報提供しなければということの御提案だというふうに思いますが、今、上杉委員の方から、何ですか、1つ提案がありまして、特別委員会で一致した内容だから、問題はその一部を変更した内容というのが条件は変更したのか何とかというようなかたちの言葉で表現をしてはどうかという御提案があったんですが。

◆上杉栄一 委員 あんまりこだわりません。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆上杉栄一 委員 そんなに、はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい。どういうふうな記載方法が簡潔でわかりやすいか、御意見。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 これ、皆さんおっしゃっていることはどちらも私はそれでいいと思うんですし、今、上杉委員も拘らんとおっしゃっていたんですがね、私は事前に申し上げてはおりませんが、その下の縦書きの条件の一部変更というところにもかかわってくると思うんですが、これ、やっぱり特別委員会というのは、これ縷々と経過を読んでいくとわかるんですけども、やは

り 20 億 8,000 万というものを特記じゃない住民投票にかけたということ、極力尊重しなければならないという精神の中で、これは議会としての住民投票も力いっぱい尊重するということが基本条例にも謳ってあるわけなんですけども、この尊重するという意味合いで、私は議会の特別委員会、議会と言ってもいいでしょう、これは一定の裁量権を持った責務として変更案を我々が検討したということで、これは参考の資料になるかもしれませんが、ちょっと重たいと思うんですよ、この変更した意味というのは。それはそのままではできなんだということで、はい、さようならというわけにはいかないから、住民投票の結果というものを極めて尊重するとすれば、できないでなしに、じゃどこを工夫、改善すればできるようになるのか、より近いかたちで、それを尊重したが故に、この特別委員会で一部変更ということで、よりその原案に近いかたちでやろうじゃないかという発想の中でしたということが、これも重要な部分だと思うんですが、これね。

ただ単に条件を一部変更したとか、調整して変えてみようやというふうな軽々なもので私はないという深い意味が一步ね、あるように思うんです。そうしますと、条件の一部を変更という文言についても、例えば、いい文言はよう考えませんが、議会の裁量権あるいは責任論としてより近いかたちで工夫、改善すればどうなるかということ算出するようにしたとかね、例えば、そういうふうなことがあって然るべきだと思いますし、その意味から言っても、先ほど言いました特別委員会で一致したということが入ってもこれはおかしくない、私はそういう、あくまでもこれは住民投票ドンピシャにはならなかったわけですが、じゃ、それを尊重するかたちで進めるんならどうしたらいいかという、一步進んだ重たい意味があるように思いますから、私はその特別委員会で一致したということが入ってもいいと思いますし、条件の一部を変更したということも、これは委員長、副委員長、事務局で詰めていただいてもいいですけども、多少文言にそういう趣旨を入れていただく必要があるかなということ、私は私的には思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 上紙委員の言われることはそのとおりだと思います。ただ、そういうことであるならば、どちらかというところの上の横書きの分ではなくして、下の条件の一部の縦書きの中に条件の一部を変更というあれがありますがね、まさにその中に先の結果により実現できないとされた部分を上記2のように変更という簡単な文言ではなくして、要するに実現できなかった、しかしながら議会として2号案により近いものとして、その変更案というようなそういったものを入れて、それでも十分に私は通ずると思います。ですから、この横書きの中はさっき言った、ここに条件の一部を変更というもんが出ているわけですから、一部条件を変更した内容であるとかそういったものであつて、そこで説明して、下の縦書きの分でもう少し詳しく議会としての責任としてやったんだということについての、そのあたりの文書を作った方が私の方はスッキリとすると思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 それで結構ですから、同趣旨だと思いますから。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それでは上紙委員、上杉委員より御意見をい

ただきましたが、3ページの下の部分に関連をしてきます。3ページの下の部分に条件の一部を変更という赤の見出しがございます。そこの中の文章を、住民投票の結果を受けて、その意味の重さ、またどうすれば実現するのかという市民の思いを尊重してというような言葉も入れて、変更したんだというところの文言、これについては委員長、副委員長の方に表現の仕方はお任せをいただきたいと思います。今、御意見をいただいた趣旨に沿って文字を起こさせていただきたいというふうに思います。それではこの2ページ、3ページの上の段の黒丸の一部を条件変更した内容というようなことで表現させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 はい、それでは特別委員で一致した調整ということ抜きまして、ということによって条件を入れるということにさせていただきます。それから3ページの赤字で下の方に書いてございます工期、建設費等は同じという表現、これはおかしいのではないかという御提案がございました。ここについては工事、建設費は上記の条件で算出をしていただくと、条件とも変わってきたわけですけど、それも含めて検証に依頼した工期2年、それから6番の建設費の約20.8億ということであるけれども、この変更した内容で工事期間ですとか、建設費はこの上の変更した内容の基準で算出をしてくださいという表現の方が正しいのではないですかという御提案でございます。この点についてはこのように取り計らわせていただいておりますか。はい。それではまた2ページに戻ります。下の縦書きの部分に移らせていただきたいと思います。調査案では実現できない云々、黒字が続いてまいりまして、①～⑤まで赤字の記載がございます。

それで、先ほど次長の方が申し上げましたけれども、この①と②については文言がダブっているということでございまして、これを1つにまとめてはどうかという提案でございます。この文言を参考にさせていただくのであれば、地下1階の柱頭免震工事は設備機器を移動させて、柱を補強しながら実施する必要がある、施工するスペースが足りないということではないでしょうかと、言えば設備機器を移動、柱の強度が不足しておりという部分、それから、地下にある空調設備のダクトをという文を削除して、つなげば設備機器を移動させてということに重なってきますし、それから柱を補強しながら実施するという部分と柱の強度が不足しておりということで文言がダブっておるんでそこを削除すれば、1と2を1つにまとめることができるのではないかとこの提案でございます。それから、4番の南側1階銀行増築部分を免震化すると費用がかさむという表現になっているわけですが、そのくくりが調査案では実現できないというところの絡みからいくと、免震化すると費用がかさむ、だから実現できないというところに結び付けていくのはちょっと無理があるのかなと。

と言いますのは、山本参考人も来られた折に参考資料として概略図ではありましたけれども、この本庁舎の地下部分にアイソレータをかます図面も出しておられます。そのときにこのドライエリアの部分には免震装置というものは考えておられません。また、皆さんがたにも山本参考人が来られた資料についてはその都度、各委員の皆さんに配布をさせていただいておりますけれども、このドライエリアの部分については、面積的にも50平方メートル宅ちょっと切れるぐらいですが、そういうことで当然このドライエリアの処理はしなければならん、ただ50平方

メートルという面積でありますから、これは基本設計の折に調整をすればいいというお考えのようでしたし、費用がかさむから工事ができないという話でもないので、この4番の部分については、これは削除してもいいのではないのかなという御提案でございます。以上2つ、この2ページの記載についての御提案がありましたけれども、この点について御意見いただければと思います。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 最初の方の1と2を合せるというのは私もいいじゃないかなというふうに思いますが、4番のこの取るという、当然実現できない理由ではないんですけれども、上の表を見ていただければわかるように、5,900が5,850になったとか、かなりの部分で影響しております、この部分が。新第2庁舎も50平方メートルここで増えておりますし、これを見たときに市民のかたがこの50平方メートルって何なんだろうというふうなことを、我々がこれを作る上で考えなきゃいけないのは、これを見た市民のかたに正確な情報をお知らせするっていうのが趣旨ですので、実現できないというのは私その理由ではないと思うんですけども、何らかのこの50平方メートルが説明できる、この費用がかさむんであれば費用がかさむんであるんでいいと思うんですけども、何らかのここをお知らせする表現が必要じゃないかなというふうに私は思うんですけども。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。言えば、今の島谷委員の思い、変わった部分っていうのは、3ページの南側1階銀行増築部分約50平方メートルは解体、赤字にしてあるわけですし、ここで記載しておりますから、これで十分事足りるというふうには思いますが、それでは足りないのでしょうか。言えば、どこに記載するかということであって、3ページのこの部分に赤字でこういうことが新たに起こりましたよということでございますが、この2ページの下段のところに記載する、言えばこれは免震化すると費用がかさむ、費用がかさむからっていうことが実現できない理由ではないわけで、やっぱりそこら辺をちょっと整理した方がいいと思うんですが。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** そこに書いてあるからというのではなくて、これはあくまで解体するという事実、何て言いますかね、変更した事実をここに書いてあるんで、その理由っていうのがこれじゃあ見えないんですよ、初めて見るかたなんかは、何故ここを解体しなきゃいけないのと、一部変更する上でこの50平方メートルというのは、ずっとつながってますよね、何カ所も入ってきます、これ、かなりこの表現の中では重要な部分だと思うんで、その理由っていうのはやはり実現できないじゃなくて、費用がかさむからこれは解体するんだということが出てきているわけですから、それをしっかりと皆さんにお知らせしないと何故ここを解体しなきゃいけないんだって、これ見ただけじゃあわからないと思うんですけど、いかがですかね。

◆**橋尾泰博 委員長** そうすれば、どこの部分にどのような記載をしたらいいのか、御意見がありましたらお願いできますか。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 私も、今これ見て取るっていう表現を見たんで、今思っただけなんで、ですからこの4番って言うかね、この中に含める必要はないんで、別枠で費用がかさむことがあるためにこういうことをするっていうか、それを説明できるような表現が枠っていうかね、別枠で入れていただければ私はいいと思うんですけども、これを読んだときにわかるように。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと待って、島谷委員ちょっと確認とらせてもらいたいというふうに思いますが、この南側1階銀行増築部分を免震化するっていうことは、山本参考人も日本設計も計画しておられない内容なんです。わかりますか。言いますのは、日本設計さんも来られたときに、ドライエリアの50平方メートル、これは幅が1.5mぐらいだったですかね、湯口委員さん、ぐらいなんで本体の、外側の部分の柱の補強、それから1.5m離れたドライエリアの端の部分の補強する、これは非常に非効率だということで免震改修から外して、ただ、免震改修ができないということであるならば、そこを解体してその50平方メートルを第2庁舎に追加されてスペースを確保されたらどうですかという提案なんです。それで、山本さんも皆さんにお配りした図面ありますよね、何ですかね、ここに免震装置を入れていくという図面、皆さんにお渡ししておりますが、その山本さんのお考えの中にも、このドライエリアの方を免震するということは考えておられません。この図面は皆さんお持ちだと思いますから、山本さんもそうでありまして、日本設計もそういう考え方でありまして、ここを免震化すると費用がかさむということは、両案とも考えておられない。それから免震をすることによって費用が高くなる、だから実現できないという部分に結び付けていくのはちょっとこの説明の中でちょっと難しいのかなと。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 委員長が言われたとおりだと思います、私も。過去の先生の方が提出された図面等見ましても、実際は、現状では今の50平方メートルの部分ってあるような図が出ているんですけども、改修している過程の図面なんかにはなくなっているんです。だから、山本先生の考えからすれば、シビアに言いますと解体面積も900が950ということなんでしょうけども、そのあたりは予算の枠の中でできますというぐらいのお考えしかなかったんじゃないかと思うんです。だから、改めて解体の面積に50平方メートル余り上乗せするというふうなまでのことをおやりにならなかったということで、免震等の基本的な考え方の図面なんかにもその部分ってありませんから、元々壊すというお考えではあったんだろうと思うんです。その部分を面積的に第2庁舎の方に上乗せして云々というところまではちょっとお考えになっておられなくて、現状維持プラス500平方メートルの中でやりくりできるんじゃないのというのがお考えだったんじゃないかというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。そういうことで、3ページのこの記載内容のところ、赤くしてある部分ですね、南側1階銀行増築部分50平方メートルは解体。それから新第2庁舎は50平方メートルその部分を増やして4,430平方メートルにする。これがこのドライエリアの部分の変更なんです、皆さんがたにもお配りしておる山本さんの資料なんか、私も読みさせていただきましたけれども、50平方メートルというスペースであると、そういうことであれば基本設計の折に調整すればいいということで細かい説明はようしませんでしたというようなことは書いてあったんですが、はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 調査案で実現できないということで1、2、3、3項目になっている、4項目あるんですけども、議論の過程からすれば、1番それから3番、今の5番これが要するに一番調査案では実現できない大きな理由なわけなんです。それで、ドライエリアの分についても議論はあったんだけど、じゃあその50平方メートルを足してどうのこうのっていうところ

までの議論はなかったし、まずどちらかと言えば、要するに条件変更のようなかたちの中での議論にいったというふうに思います。ですから、左側の南側1階、赤字の分なんですけども、解体ということでそれを市民になぜかという場合であるならば、要するに経費が、そこにそれこそ免震装置を噛ませればかなりの経費がかかるというようなことでの、少し入れれば文言として、それで良いのではないかなというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 私も同じ意見でして、元々この日本設計の方にこの依頼をしたこの仕様書に基づいて、この議会だよりを構成するというのであれば、やはりこのとおりでいいんじゃないかというふうに思います。日本設計さんからの調整会議でのこの御説明もやはりこのドライエリアの免震化ということが非効率であるということは強調なされた点であったというふうに思いますし、この文言、その通りこの費用という面でもやはりかさむということから、この新第2庁舎というところにこの50平方メートルを入れてはどうかということですから、この④は特に取らなくても問題はないんじゃないかなというふうに思いますし、また後①なんですけども、この柱頭免震工事を行う上でやはりこの柱の強度が不足しているというのは大きな問題であって、ただ単に、この柱を補強しながら実証をする必要があるという、その前段がこの強度不足と一番大事な点であろうかと思えますから、私はこれを削除して、この2と合せてする必要があるのかなというふうに思います。よりわかりやすく市民の皆さんにこの内容を御理解していただくためには、元の1、2、3、4、5ということのままでいいんじゃないかというふうに私は思うんですけども。

◆橋尾泰博 委員長 今、桑田氏から2つ再度の質問があったわけですけども。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 今、桑田委員、島谷委員がおっしゃっている気持ちも1部わからんわけじゃないんですけども、この文言からしても、あるいは上杉委員がおっしゃっていましたように、当初からこの議論は、50平方メートルと言うのは取り立ててなかったと思いますし、調査案では実現できない最後の2行、実現できないとされた理由は次のとおりです。その実現できないとされた理由が、南側1階銀行部分を免震化すると費用がかかるからできない理由にはならないと私は思うんですよ。これは金額の多少じゃないにしても、やっぱりなぜ原案どおりではできなかったのかっていうのは、あとはこれは充足されていますけども、この1階の銀行部分というのは、言わばこう創意工夫の中で日本設計さんがこうされた方がもったいないですよと、これに免震化することとはという中で出たんであってね、いわゆる端的に言えば、実現できない理由は次のとおりです、の1項目には私は入らんんじゃないかなという気がしてなりません。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 私が先ほどから言っているのは同じことなんです。ですから、ここの中には入らないけれども、この50平方メートルっていうものをなんらかの説明する部分が必要じゃないんですかっていうのを私が言っているんで、できない理由ではないというのは私も最初から認識していますから、その点はちょっとお知らせしておきたいと思えますので、はい。

◆橋尾泰博 委員長 今の協議している内容は、桑田委員の方からこれは取る必要がないという御

意見であって、それについて御意見をいただきたいということで、島谷委員はここで別に記載しなくても別の表現であればということでありました。それともう1つ、その①と②を先ほどですね、地下1階の柱頭免震工事は設備機器を移動させて、柱を補強しながら実施する必要があり、施工するスペースが足りないというなかたちで、①、②をまとめたらという御提案をいたしましたけれども、柱の強度が不足しておりと言葉を戻して、設備機器を移動させて柱を補強しながら実施する必要がある。より詳しく記載をした方がいいのではないかという点でありましたけれども、はい。言えば、①、②に柱の強度が不足しており、それから柱を補強しながら実施する。同意語が2つ出てくる、それから設備機器を移動させて、それから空調設備のダクトをと、設備関係が2つダブって出てくる、そういうことを事項を整理したらより簡潔でわかりやすいのではないかという提案であったんですが。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 4番は私もこれは取ってもいいじゃないかと思っております。それで、さっき桑田委員の提案、話の中で柱の強度が、さっき委員長も言ったんだけど、柱の強度の不足と柱を補強ということで同じ言葉が2度出ているわけですね、ただ、なぜその理由の、実現できない理由っていうのは、柱頭免震構造は要するに狭いもんは狭いんだけど、柱の強度ももちろん不足しているわけですから、ですから柱の強度が不足しており、設備機器を移動させて実施する必要があると。だから柱を補強しながら、ということ、それこそ柱もでも補強しながら、ということだけでも、あえて言えば強度が不足しているということ、それこそ、それが一番この工事のできない理由ということであるならば、柱の強度が不足しておるということで、やっぱりこれも入れてもいいのかなっていう気はせんでもないですけどもね。それで、1と2をそのまま。だから柱の強度が不足しており、設備機器を移動させて、要するに実施する必要があると。ただそうなってくると柱の強度の不足の分がどういうふうに補うのかが出てこないわけで、そうするとやっぱり柱の強度が不足しているということを活かして、あと、地下にある空調設備のダクト、これは取ってしまって、だからその柱の強度の不足を活かしてということにされたらどうですか。私もこれは両方取る、片方取ればいいと思ったんだけども。

◆**橋尾泰博 委員長** 言えば。

◆**上杉栄一 委員** 文書の流れから言うと、柱の強度が不足しているから、設備機器を移動したら、それで工事したらそれで済む話じゃないわけですね、ということで、今ちょっとそういうふうに考え、ちょっと途中から考えかたが変わっちゃったんだけど、読みながら。

◆**橋尾泰博 委員長** 柱頭免震。ありがとうございました。はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** この部分は、使いながらして工事ができないという最大の理由のところですね、これ、やっぱり2つに分けて考える必要があるんだろうと思います。1つは柱頭免震を行うために柱を補強は必ず出て来るということですから、その工事を行う上での支障がまずあるということと、もう1つは、それが可能だったとしても、今回免震というかたちになるために、いろいろな設備機器、ダクト等がこの動きに対して対応できなきゃいけないわけですね。いわゆる免震継手を替えて、付け替えていかないといけない、その絶対的なスペースが足りませんよと、50センチメートル、60センチメートル動いてもいいような継手をつけることがこ

のスペースではできませんよというのが、使いながらしてこの工法ではやれませんという、この2つが最大の理由でしてね、私は、そこはわかりやすく2つの点を表記した方がいいように思いますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 その他ありますか、意見。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ④のところについては、私もここではなくて別のところで説明すればいいと思います。それと、①、②についてなんですが、私はこのいらぬところを削った提案ですっきりしたなあとと思ったんですが、今、湯口委員の話を聞いて、それもそうだなあと思いました。でも、1つ、①のところ、これを初めに読んだときに、柱頭免震工事には柱の強度が不足しておりって読んだときに、これ柱の強度が不足してない場合は、このままできるんだろうかって一瞬考えたんですよ。でも、必ずこの装置を入れるから補強しなきゃいけないということなので、ちょっと誤解を招く表現かなとちょっと思ったんです、この柱の強度が不足しておりってというのはね。だから、そこはもう私はいらぬかなと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。柱の強度が不足しておりっていう部分がいらぬという御意見ですね、うん。

◆上紙光春 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 ごもつともな意見を皆さん出されたんで、これで長いこと議論せずに委員長、副委員長ね、やっぱり集約していただいて、おまとめいただいたら私は結構だと思いますよ。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私も今、上紙委員がおっしゃるとおりだと思いますが、いずれにしてもこの特別委員会の私たちであるとか、これまでの議論を御覧になっているこの市民の皆さんはおわかりかと思いますが、やはりこういう市議会だよりを初めて御覧になる皆さんのために発行するわけですから、より丁寧に、より詳しく、これ原則だというふうに思いますので、それを踏まえて委員長、副委員長で御検討いただければと思います。

◆橋尾泰博 委員長 もう、今のところ意見ございませぬね。ということであれば、この①、②についての記載についても委員長、副委員長の方で表現を整理していただきたいということでございますね、はい。それから、4番の部分については取るということでご了解をいただいたというふうに決めさせていただきます。それから、はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと2ページのところで、ちょっと追加でよろしいでしょうか。すみません。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 黒字の縦書きのところ、1、2、3、4行目のところ、一部増築を実現できるかについて日本設計に委託してあるんですが、実現できるかについて委託をしたわけではこの委員会の議論ではなかったと思うんですね、違いますかね。できるということで委託をした結果がこういうことが返ってきているわけ、これ、できるかについて委託し、検証しましたっていう、その元々の条例案ができるかどうかについて委託をした、検証委託をしたわけ

ではなかったと思うんですよ、その議論の中で。できるんだということで精査していくとか、積み上げていくとかっていろいろな言い方がありましたけども、できるかどうかという前提ではなかったように思いますので、私はこの表現は取れば良いと思います。それと、それで、この縦書きの黒字の中に実現できないって言葉が結構見出しを入れて出ておまして、何かくどいなって思いながら読んでいるんですが、その最後に、すみません、それで、検証しました。その結果、調査案のままでは実現できないということが明らかになりました。実現できないとされた理由はって続いているんですが、明らかとなりました。その理由はぐらいにして、またその実現できないも取ってしまえばいいのではないかなと思います。

それと、すみません、もう1つ、明らかになりましたっていうところがあるんですが、これも明らかになりましたっていう表現はちょっとどうかかと、実現できないという説明を受けましたとか、そういったような書き方に替えばいいんじゃないのかなと、議会が議論して明らかにしたわけではなくて、ただ業者さんがこういったことですよという報告をされたということなので、この明らかって言葉が、ちょっと私は引っかかります。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。言えば、この2ページのこの黒字の部分ですね、字数にしていくらぐらいあるんでしょうか、100字か130字ぐらいのスペースなんですか、その中に実現できないとかの言葉が1、2、3、4カ所出てくるのでくどいのではないかと、やっぱりこの辺も字句を整理してわかりやすくしてはどうかという御意見でございました。もう1点は、現本庁舎の耐震改修及び一部増築案を実現できるかについてという、その実現できるかについてという言葉は抜いて、耐震改修及び一部増築案を株式会社日本設計に委託し検証いたしましたというような文字の綴りでいいのではないかということでもございましたね、はい。この点も委員長、副委員長にお任せいただけますかな。はい。じゃあ、そのように取り計らわせていただきます。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。1つ、1つの文言をここで細かく議論していると本当に時間がありませんから委員長、副委員長にお任せしますが、しかしながら、この特別委員会がこの調査を日本設計に委託をした、その背景というのはどこまでもこの耐震改修、ここの、要するにこの抜けていたものが多すぎる、そういった状況の中で、私たちが本当にそれで実現できるんですかということ調査委託したということは紛れもない事実であると私は思いますから、そのこと、これははっきりしておりますし、また、この調査結果によってできないということが明々白々になったということも事実の何ものでもないわけですから、私はこのままでいいと思いますし、また、委員長、副委員長にも、これまで私たちが積み上げてきたこの議論の経過というものをしっかり把握をされて、この文言の整理に当たっていただければというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、御意見としてはようわかりますけれども、基本計画、基本設計もしていない段階、企画段階でということになるんだろうと思います、この概算の場合ね。その点も皆さんよくおわかりだと思いますので、全て100対0の議論ということでなくして、できるだけ100に近づくように努力しているわけですので、その点も御理解をいただきたいと思います。それから、3ページでございます。先ほど、条件の一部を変更ということで、2、4、6行の文章がございますが、その中に先ほど、上紙委員がおっしゃったように住民投票の

結果を受け、やっぱりその重みも受け止めながら尊重すると、議会として尊重するという思いを入れたような文言にしてほしいということでございますので、これも委員長、副委員長の方にお任せをいただきたいと思っております。それから、3ページに用語の解説、柱頭免震、既存遡及対応、構造体I類、建築非構造部材A類、建築設備甲類とこういうような用語の解説が入っておりますが、言えばこの基礎免震、柱頭免震という言葉はよく出てまいります。柱頭免震という説明、用語の解説があるのであれば、基礎免震というのはどういうものであるかという用語の解説も入れておくべきではないのか、市民の皆さんにお出しする情報としてどういう違いがあるのかということの解説を入れてはどうかという御提案でございます。この点もより市民の皆さんに詳しく情報提供するという観点から言えば、ご異論はないかと思っておりますが、よろしゅうございますか。はい。それでは、2ページ3ページを終わらせていただいて、最終のページ、4ページに入らせていただきます。積算の根拠、この国交省基準による算定について記載してほしい。20.8億円の積算根拠となっている論点もという御提案のようでございますが、これはどなたの御提案でしょうか。はい、桑田委員。この国交省基準による算定について記載してほしい。これは、この上の方にも、積算の根拠を明示する、設計もしていないので国交省の新営予算単価、予算の枠を決める予算、同じような流れの質問だと思いますが、御提案だと思いますが、これはどうでしょう、この上の方にこういう基準で積算をしましたということを記載しておけばよろしいということでしょうか。どういう表現にしたらいいんでしょうか。具体的にありますか、こういう表現にしたらわかりやすいよという表現が。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** この明示の仕方なんですけど、下に、B案のところに、Bのところに、設計・監理のところに括弧書きのところにあります。 (算出根拠) というふうなかたちであるわけです。これと同じようなかたちでこのAも記載してはいかがですか。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。言えばこのAの概算工事費のところに括弧書きでして算出根拠として、その横に国交省の基準による予算の枠とかというような表現にすればいいんでしょうか。予算の枠取りとか。

◆**上田孝春 委員** それでもいいんですけどね。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。

◆**上田孝春 委員** 下に本庁舎の免震改修 (実績人工数) とか、それから、次の段に旧告示 1206号とか、こう書いてあるでしょう。こういったかたちで示してはどうか。だから、ここに新築第2庁舎告示 15号とか、(告示 15号) とかって書いてあるでしょう、積算の根拠が。こういったかたちで掲載してはいかがなものかなというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 言えば、その設計・監理費のところみたいに (実績人工数) 旧告示 1206号とか告示 15号というようなかたちでしょうけど、前田専門監、ちょっと質問ですけども、この概算工事費、免震改修、解体工事、外壁改修、内装工事等とこうありますが、これは、この項目があるんですが、これはすべてあれじゃないんですか、国交省の新営予算単価で積み上げておるということではないんですか。全部なんですか、どれとどれが外れるのか。

○**前田喜代和庁舎整備局専門監** はい。まず新営予算単価ですけども、これは国土交通省が官庁施設の質的な水準を統一的に確保することを目的として、必要となる標準的な建物の工事費

単価を示したものであるということでございます。それで、ここで書いてある内容、例えば解体であるとか、外壁であるとか云々は、いわゆる標準的な単価で示されたものと、それから積み上げたものと両方ございますので、それを言わばもうこの新営予算単価に沿って算出したということで、全部がですね、よろしいかと思えます。ですから、頭に、私の提案でございますが、頭に先ほど申し上げましたように国土交通省が質的な水準を統一的に確保するために建物の工事費単価を算出するものを参考としたみたいなことで書かれたらいかかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。お任せしますが、はい。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 委員の皆さんのこの御提案というのは、積算の根拠を市民の皆さんに、こういう根拠に基づいて積算した数字ですよということを明示していただきたいということのようでございます。言え、書き込むとすればA概算工事費の横に書くか、その検証結果の横にまた字句を入れるというようなかたちになりますけれども、この部分についても今のその趣旨に沿って委員長、副委員長に任せていただけますか。はい。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 ちょっと専門監にお伺いしたいんですが、日本設計は全部その新営予算単価ということではなくて、その中に全部盛り込まれておるものではないと。例えば免震機の単価なんかは、それは入ってないんだよと。そいつは実勢価格を見て出していますというような確か縦訳をしておられたと思うんですけどね。ですから、それがもし、執行部の方で、これはこうであろうということが分かればやっぱりそれぞれにしないと、全部が国交省基準に当てはめていますよという誤解を受けることになるのではないかなというふうにちょっと思ったんですけども、いかがでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。日本設計の表現ですと、1、2、3、4というふうに書いてございまして、新営予算単価、それから、施設特別整備単価、これはいわゆる国土交通省の基準によるもので、一番その新営予算単価が新築物を扱う場合。それから、特別整備単価というのは、これは修繕とかを扱う場合。それから、次の刊行物というのは、いわゆる1月ごとに出る建設物価であるとか、そういうもの。それから、実勢単価というのは他の事例によって積上げ、それらを積み上げて、新営予算単価にも標準的な単価として記入してあるものもございましてけれども、抜けているところがたくさんあるんです。その抜けているところを、例えば杭であるとか、いろんなものを、それをずっと加えていって単価を積み上げるという作業を行うものですから、その中に免震機械を積み上げてあるとか、サッシの単価を積み上げてあるとか、そういうことで単価を構成しているということですから、基本的には国のやり方に沿った単価を作成しているというふうに考えておりますけれども。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。いずれにしても報告書で出てきておる概算の積み上げの金額が非常に大枠で、どういう表現がいいのかしらんけど、免震が何ぼというようなことですから、ただ、この間の日本設計の説明では、新営単価とか、特別修繕の国交省の基準の1と2を優先して積み上げて、それで、そこで金額が積み上げられないものは、3、4を参考にして積み上げるというような説明であったと思えます。言え、この国交省の新営予算単価を基本として積み上げていくという、基本的な考え方があるわけですから、我々がこの概

算のあれを見て、事細かに仕分けできる能力もありませんし、言えば、市民の皆さんに情報提供する中では国交省の新営予算単価を基本として積み上げた、基本として、というような表現でいいんじゃないでしょうかね。それとか、それがどういうものかと言うと、括弧書きで予算の枠取りだとか、というような、それは表現がどうかわかりませんが、そういう、言えば簡潔明瞭な明示の仕方ですらよろしいかと思いますが。この点についても、前田専門監等々、話をしていく中で、適切な言葉を選んで掲載したいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。よろしいですか。上田委員。

◆上田孝春 委員 結構ですけれども、そうすれば、今度、下のBの分の、この括弧で書いてある部分はどうか。これも国交省の新営予算の関係での告示15号とか、そういったものは、国交省の関係でしょう。上に文章で書いて、またここでこの設計・監理費だけ括弧書きをするというのは、ちょっとおかしいことになってくるからね、その辺も十分検討して。

◆橋尾泰博 委員長 このBの、Bの。

◆上田孝春 委員 うん、だから、

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。

◆上田孝春 委員 Bに、ここにね、文章で上段で、国交省の新営単価というかたちで書いたなら、ここにわざわざまた括弧書きで旧告示だとか、告示何とかというかたちで書くことも、ですから、うん、ですから、上に文章で書けば、このB欄の括弧書きは必要ないというふうに思いますけどね、その辺も整理して検討していただいたらいいじゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 おっしゃるとおりだと思います。それで、いずれにしても、それぞれこの算出にあたっては国交省基準なんだということが文章で表記されておればいいわけですから、また、この新営予算単価とか、1つひとつ刊行物があるとか、またこれ語句の解説をまた入れないといけないようなことにならないようにわかりやすい表現で、納得はできると思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。例えば、Bの設計・監理費のところですが、これが、設計・監理費で2.2億ですけども、ここの部分、上の部分は億の単位になっておりましてね、それで、下の方が100万の単位になっていて、非常にこと細かに、本庁舎の免震改修、本庁舎のその他改修、新第2庁舎、半地下駐車場、それで管理費の方が同じく本庁舎免震改修、本庁舎のその他改修、新第2庁舎、半地下駐車場というような書き方なんですけども、言えばこういう根拠に基づいて、2.2億円が出たということでありまして、例えば、設計・管理費ということで、設計費としては、例えば1億6,700万、それから、管理費としては5,600万、設計・管理料、合計2億2,000万というような書き方に整理をさせていただいても、市民の皆さんにこの部分は、実績人工数で割りだした、これは旧告示1206号で出したということではなくして、もっとこら辺を整理させていただいて記載する方が、情報、市民の皆さんに情報を提供するという観点から言えば、別に2億2,000万の設計料の内訳がどうなっているというような、上が非常にアバウトな数字であるのに、設計費のところだけそういう詳しくということでもあると思うんで、こら辺をちょっと、もうちょっと整理をさせていただいてわかりやすく掲載するようにさせていただきたいというふうに思います。はい、房安委員。

◆**房安光 副委員長** 基本的には、今委員長が言われたとおりでいいだろうというふうに考えます。ただ、なんで日本設計がここまで詳しく表記をしたのかという意図を考えてみれば、2号案では0.8億なんですよね、設計・管理費、それで、ここで2.2億になっている。もう約3倍にこれ膨らんでいるんで、その理由はこうですよということを、恐らく詳しく説明をしたかったんじゃないのかなというふうに考えます。ですから、そういう考え方からすると、略すというのもいいんですけど、ある程度、あんまり圧縮するんじゃないくて、ある程度この意図がわかるような格好で載せてあげた方がいいのかなとちょっと思ったわけです。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。そのような意見もあろうかと思えますけれども、言えば、告示15号に準拠するというところで、告示15号にかかる部分、それから、それにかからない部分は旧の告示1206号で算出をした、それから、またそれに、また当てはまらないものについては実際行われたさまざまな工事の数値を拾い上げて積み上げたということですから、要はどうやって我々が説明するかということでございますけれども、工事本体の詳しい情報を主とするのが、我々特別委員会の使命でもあると思えますし、設計・監理料については、これだけの広いスペースをとって説明しなくても、もっとまとめられる部分はまとめていけたらというふうに思っております。それから、もう1点、先ほど、これも桑田さんの御提案でしょうか、20.8億円の積算根拠となっている論点もということでございますが、どのようなイメージ、表現をすればというふうにお考えなのか、この点お願いします。桑田委員、どうぞ。

◆**桑田達也 委員** これについては、文章がいいのか、この2ページの検証を依頼した内容の建設費のところそれぞれ盛り込んでいくのか、このレイアウトの中で御検討いただければと思いますけれども、検証結果として、この国交省基準の算定によってこういう金額が出てきている、かたやこの住民投票でこの多くの皆さんに支持していただいた20億8,000万、これのそれぞれの建設費の算出の根拠というものは、ここには書かれていないわけですから、これについても、文言整理をして記載をされてはどうかというふうに思い、書かせていただきました。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、今、桑田さんの方からそういう提案があったんですが、この件について、御意見ございましたらお願いをいたします。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 先ほど、この改修案に対する数字の根拠を表記するというふうになったわけですから、ですから、改修案に対しては国交省の新営単価と、それで住民投票にかけたものは実勢価格というふうなかたちで、その辺で一緒に表記してはどうでしょうね。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、その他ございますか。本来であれば、この特別委員会も山本参考人に来ていただいたときに、皆さんに御質疑をいただいたんですが、住民投票の条例案を検討しておるときに出された約20億の工事費、この概算見積り、これの根拠、中身を説明をしていただきたい、それを検証するんだということがこの委員会のスタートであったと思います。本来で言えば、住民投票条例案にかけた折の概算書ですかね、それがあって、参考人の意見も聞きました。それから、日本設計といろんな計画条件を詰めていく中で、こういう条件で検証してくださいということで、今2ページの上に記載しておるこの内容で検証をお願いしました。それで、できないということが明らかになって、3ページの上の一部条件を変更した内容で検証し

ていただいた。これが一連の流れでしょうけども、この特別委員会の臨時号、見開きのこのペーパーでございますので、今、桑田委員の方から出ました20.8億の積算根拠となっている論点もということでございますが、言え、スペースの問題もありまして、そんなに詳しく広いスペースを取ってやるということにもなかなか難しいんだらうというふうに思います。先ほど、上田委員の方から市民の皆さんに出された2号案というのは見積もりを取られた実勢価格を積み上げておられる。それから、この検証、日本設計に検証をお願いした積算根拠というのは、国交省の基準である新営予算単価を積み上げたもので、積み上げをする元々の根拠が違っているので、そこをわかりやすく区別して表現し、市民の皆さんに情報提供しては、ということでございますが。はい、どういうふうに、その文言で記載するというような方法でもよろしいんでしょうか。この点ちょっと御意見を聞かせていただきたいと思います。房安委員。

◆**房安光 副委員長** 大変難しいんですけど、ちょっと上田委員が言われたことに丸々乗りにくいんですよ。と言うのは、実際単価といっても、例えば、県庁の耐震改修については、山本浩三先生は平米単価計算をしておられるわけですよ。それで、日本設計は、それを言う積算の仕方では違うんだよと、実際に免震機がいくらかいるとか、何個になるのか、その数に対して工事費がいくらかかるのかということで積算をしないと、単に平米単価で比較してもそれは間違った積算になるとおっしゃっておられるわけで、実勢単価ですよというこの1号案にそのまま記載をするというのは、私はちょっと変かなというふうに思っています。全部が全部ではないんですけどね。

◆**橋尾泰博 委員長** 今の房安委員の言われた意見もごもっともだろと思いますが、2回目の参考人の折りだったでしょうか。山本さんが何ですか、構造計画研究所の西尾さんの言え、別の視点での検証ということで、例えば、階高だとか、面積の割合だとか、それから土の掘る量だとか、そういう視点で計算をされたら県庁と鳥取市の、何て言うんですか、構造形態等も勘案をして試算をするとだいたい95という数字が出てきましたと。そういうことで、ただ単に建築面積だけで計算をしているということではなくして、いろんな方式、計算する方式があるようですが、そういうものを計算した場合に95という数字が出てきたので、県庁と同じような工事費単価を採用しても正当性のある数字ですよというような報告書の紙、皆さんにもお配りをおおと思いますが、今、房安委員がただ単に建築面積だけで言うとおられるというような一概にそこまで言い切れるのかなという気がせんでもないんですが、いずれにしても市民の会を中心として、山本さんが出された案というのは、現実に行われた県庁の平米単価、これを積み上げておられるわけで、いろんな計算方式で出してもそれと同じような数値が出てきた、だからそれを使ったということですから、2号案の数字そのものが根拠のない数字だとかたちで打ち消すのもいかなものかというような気がせんでもないんですが。どうでしょうね。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 委員長、その話はもう全然違うと思うんですけど、日本設計もこの検証のときに言うておられたように、免震のところについてはだいたい同じような数字にはなるけども、事業費全体を述べ床面積で、ですから壁の修繕とか、外壁の修繕とか、サッシのお金なんかを含めたやつを述べ床面積で割るとするのはおかしい話じゃないのかということはおかれたと思

うんです。ですから、先ほど房安委員が言ったように、延べ床面積で単純に出すということ自体がおかしいということは検証のときにも言われたわけですから、先ほど言われた構造設計家が後で言った話だと思んですけども、一番当初に言われた山本さんの考え方は、先ほど房安さんが言われたとおり、全てを述べ床面積で、総事業費を述べ床面積で出しているわけですから、私もちょっとおかしいんじゃないのかなと。全てをちょっと上田委員が言われているものを、はい、そうですかというのは私もそのままずっと認めるというわけじゃなくて、ちょっと腑に落ちない部分があるというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 今、20億8,000万の、これを今議論があるようなことを市民にお伝えしようと思えば、もう2、3枚要りますね、本当に大げさな言い方ですけども。従って、やっぱり例えば、その必要があるとするなら、最後のページの4ページの概算工事費31.0億円ということがございますね。これが、山本先生のお作りとなった20億に匹敵するものなんですよ、ここが。従って、Cのその他経費というのは、山本先生の概算の弾いておられるにもこれ同じように要るわけですよ、この10億2,000万というのは。そういうことの説明書きを備考欄等にすれば、経過やこうこうだったというようなことはとても説明を、この紙面と言うか、もう何ページか増やすにしても紙面の問題でなくして、技術的にもちょっと難しいんじゃないですか。だから、そういうふうな簡潔な方法で、やっぱり放送でも31億と、じゃない20億8,000万と43億云々というのは、何か端的に比較されたような放送もございましたりしておりますので、だから、20億が倍になったというふうに市民の皆さん、取られやすい。従って、それは20億というのは31億に匹敵するこれと比較されるべきものであるし、Cのその他については、これは20億8,000万で仮にできたとしてもそのまま、これも要るわけなんですよ、これも。そういう説明を加えるようにして簡潔にしたらい。今さら20億8,000万のもう1ページ使ってしまうことはちょっと難しいと違いますか。私はそういうふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。言えば、この4ページもA、B、Cとこう同列というか、羅列というか、なっていますので、今言われた、上紙委員がおっしゃったこのAという部分が、2号案の20億の検証してあるものが31億になりましたよと、それから、Bの8,000万が検証したら2億2,000万になりましたよと、これが条例案にかけた金額でありますから、ここをやっぱりきちっとわかるように区別をして、この参考欄というのはその他経費ですね、これは別枠でこう仕分けをすると言うか、レイアウトの関係で、そこでやっぱり市民の皆さんによくわかりやすいように掲載した方がいいのではないかと御意見であったと思います。当然そのような私たちも考えなくちゃならないというふうに思います。やっぱり20億が、その他経費というのは、1号案も2号案も直接的な建物の積算で住民投票をかけたわけですから、その取扱いはこちらと区別するべきだろうというふうに私も思います。その他、御意見ありますか、今の件に関して。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 その辺でいいと思んですけど、いずれにしても、この2号案というのは実現できない案というふうになっているので、別にごっつい拘らなくてもいいのかなと、何で算出してもできないものはできないわけですから、そんなにいっぱい注釈をつけないでもいいじゃな

いかなという気持ちがしております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 紙面の構成上のこともありますから事細かく書く必要はありませんが、私が申し上げたかったのは、どこまでもこの検討会ときの鳥取県事務所協会なり、この度の日本設計さんなり、この算出方法、この国の基準に基づいた算出方法、これが一般的スタンダードな金額が算出されていると。ところが、これを見れば、じゃあ20億8,000万という意味は何だったんだということが単純な疑問として市民の皆さんから起こってくると。すでにそういうお声もたくさんいただいているわけですが、それにこの紙面の中でお答えできるようなことができないかということで付け加えさせていただいたわけですので、なかなか文章をこれにさらに1ページ追加してとか、それは非常に難しいことですから、よくわかりましたので、とりあえずここについては現状、このままで結構かと思えます。また、いずれ市民説明会とかも開催されていくわけですので、よろしいかと思えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい。この20億8,000万の積算根拠ということになっていると、こういう積算のこういうかたちでは表現、このスペースではできないと思えますし、最大限適当な言葉が見つかってやるにしても、この文章の中に入れていくとかというのがもう精いっぱいだと思います、短い言葉にしてね、まとめて。この点も皆さんの、市民の皆さんもそのところは非常に関心を持っておられると思うので何とか努力してみたいと思えますけど、こればかりはちょっと今私がきちっと責任持ってやりますというところまではよう言いませんけども、副委員長と相談しながら努力してまいりたいというふうに思います。それから、日本設計さんに検証結果として概算工事費、それから設計・監理費、それから鳥取市の方からその他経費鳥取市事務局より提供ということでその他工事10億2,000万というものが出ておるわけですが、私の提案でございますけれども、住民投票条例の折に比較検討表というものをつけております。その中に財源だとかというような枠があったと思えます。日本設計さんにはその工事の検証をお願いしたんですけどもね。

◆上田孝春 委員 まだ、そこにいくまでに。

◆橋尾泰博 委員長 そうかな、はい、すいません、上田委員、はい。

◆上田孝春 委員 はい。次の財源にいくまでにちょっと、さっき上紙委員さんが言われたように、我々が今回検証したのは、結局20億8,000万、住民投票にかけた2号案の20億8,000万を検証したわけですから、それによっていろいろ議論した経過の中で、最終的に先般、報告書が出て20億の検証の中で3点セットが31億、それから設計・監理料が含めて33億2,000万という数字になったわけですから、この辺をはっきりと市民に情報提供することは極めて大事だというふうには思っております。それで、次の4ページの中の変更案の総事業費の算出というところの文章で、上段にあります耐震改修などの工事にかかる費用が33億2,000万円（設計・監理費を含む）というかたちになって、次にある、僕は廃棄物の処理などにかかる費用は含めると43億4,000万か、4,000万になりますというふうになっておるでしょう。ですから、ここの廃棄物の処理それから43億4,000万円になりますというところの文章を削除していただいて、この部分を工期が約2年半になるというものとしたと、ここになおとあるでしょう。ここのなお

というところにこの文化財、廃棄物の処理は含まれてないというふうなかたちで表現をしていただきたいなというふうに思います。この方が市民に対して、最初に申し上げましたように、B案に対する20億8,000万、それから日本設計が2号案を検証した数字というものの比較、これはさっき上紙委員が言われたように10億2,000万というものは、いずれにしてもこれはかかるわけですから、ですからこの下に括弧、C案として参考、その他の経費というかたちでこれだけの金がかかるというかたちで市民に説明をすればいいじゃないかなというふうに思いますけどね。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、今の上田委員の御提案は、2段目の廃棄物の処理などにかかる費用という言葉で、なお、この金額にはというところと機器の耐震固定と、というその間に廃棄物の処理などにかかる費用、機器の耐震固定と配管類の耐震支持にかかる費用や工事期間中の引越に伴う仮内装工事、設備工事にかかる費用などは含まれていませんというところに入れればいいと。それで、その43億4,000万という部分はこのA、B、Cのまとめの中で下に大きな字で書いてあるように、総事業費総計A～Cで43億4,000万と、こういう表示でいいのではないかとということでございますね。はい。今の上田委員の御提案について御意見をいただきたいというふうに思います。これも先ほどと、上紙委員がおっしゃるのと一緒に20億の検証をして31億が出てきたと、そうであるならば、今の市民の皆さんは20億が43億になっているという思いでおられる。その、どうも数字の独り歩きがあるようだから、この表現をそういうふうに整理してはどうかということでございますね。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** それは文言整理されるのは、私は、それはそれでいいのかなと思います。ただ、この表の中のCの上に括弧書きで参考となっていますね。参考でC(参考)としてその他経費、これ、参考じゃないわけですし、これはこの括弧書きの参考はやっぱり削るべきだというふうに思いますが、これは必要な経費ではあるわけですし、参考でということではないというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** これは、日本設計さんの報告書の中から抜粋したことであって、日本設計もこのその他経費は鳥取市の方から情報提供してもらったから参考というかたちにしたと思うので、今のこの、上杉委員がおっしゃった参考というのは、もう当然これはカットする、削除すればいいというふうに思います。先ほどの上田委員の提案について、御意見がないようでございますけれども。はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 中身を見ればわかることかもしれませんが、実は20億なにがしと30億なにがしという限定の仕方ですと、いろんな不都合なことが実は出てくるんですよ。1つは、柱頭免震でできるという判断をされたことによって、今回基礎免震に変わった、そのことによって影響、いわゆる構造方法の選定に無理があったということによって、このC欄に影響することって実はありまして、例えば土壌対策ですよ。ヒ素の面積が、立米数が大幅に増えているんですよ。これは当初の技術的ないわゆるできる、できない、の判断が間違っただということによって実はここに影響してくる、例えばですよ。あるいは、下水道で移設本管というもの、これ検討会でも確かあったような気がしているんですよ、中心に配管が入ってない云々という。それで、これについても、日本設計は、要は今回の方法ですか、土留め工法を選定されるにあ

たって、それが一番その工期的にも費用的にもベストだろうということで、そういう工法を選定されて概算見積を弾かれたんだと思うんですけど。ただし、その工法をやる上では、直接的には当たらないけども、要は圧がかかったりする関係で、古いその配管は壊れるだろうというその見かたをしておられるようですから、例えばこういうものって、本来考えなきゃいけないことなんですよね。地盤の状況という文言はありましたけど、どちらかと言えば構造的な躯体力が云々というような部分の方については別途考えましょうというようなことでしたけども、このあたりは判断というのはやはり概算を弾かれるときの前提条件だろうと、私は本来思うんですけども。

だから、そういったことでいうと、いろんなことが実は交差しています。それから一方では遡及については、当初からあったと思われるけども、結果的にはある時点では外したという経過があって、金額の中に。だからこの分については新たに加わったというような部分も入っていますし、なかなか難しいんじゃないかなと私は思うんですね。我々が例えば、ここの本庁舎の改修については甲類だとかということを決めたことによって、一定の金額加算が出てきていることも事実です。綺麗にこの棲み分けをした表現をするっていうのは、私は難しいように思うんですね、そのあたりからみますとね、いろんな部分が影響しあっています。ただし、この事業をやるには、ここの土地に関わる問題として、今現在わかっている費用としてはこういうものが想定されますよということでの、その他の部分の工事費が出されておるんで、トータルでやはり今回の事業を進めようとするればこういうことになりますよという部分では、間違いはないと思います。だから、あまりその区別分けをしたような表現はどうなんかなという私は気がするんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 上田委員のおっしゃるのはこの4ページの下に大きな字で事業費総計A～C合計43.4億というふうに記載してあるのということなんでしょう。これはどちらにもその理はあると思うんですが、特別委員会でどう取りまとめて方向づけるかということでございます。言えば、その20億の検証で33.2億というものを対峙した方がわかりやすい表現になるんじゃないか。そしてその住民投票に掛けていない部分、その他の経費の部分については、その10億2,000万というものが出て記載もしておるわけですから、総事業としてはそれも入れて43億4,000万と、こういう表示の手法がわかりやすいんじゃないかと。先ほど、湯口委員にいろいろ言っていただきましたけれども、言えばその第2庁舎にしても、言えば設計の段階に入りませんと、地質調査も市庁舎整備局の方も設計の段階で、何ですか、地質調査するということでございますし、また耐震改修についても構造解析等も現実には進めていかなければならん、それでないと本当の基本設計っていうか、実施設計ができないんだろうというふうに思います。そういう今今は概算の段階でございますから、不確定な要素はある中で、できるだけ現実に即した検証を進めていこうということでございますから、この点は皆さんもよくわかっておられると思いますが、改めて確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの上田さんの提案をどのように取り計らいますか。具体的にああだこうだという意見がないわけですけども、耐震改修などの工事に係る費用が33億2,000万（設計・管理費用を含む）工期が約2年半になるというものでした。なお、この金額には廃棄物の処理などに係

る費用・機器の耐震固定と配管類の耐震支持にかかる費用やとつないでいくと。ですから、文中の、を含めると43億4,000万になりということ削除して、下の事業費総計43.4億と、その記載で十分表現として事足りるのではないかと、市民の皆さんにおわかりいただけるのではないかとございます。ほんとだ、はい、よう気がついた。いかがでしょうか。これも、もうさっきから丸投げばかりだ。この点も委員長、副委員長にお任せいただけますでしょうか。はい。そうしますと、ちょっと私の方から1つ提案ですけれども、この4ページのこの文章の流れですけれどもね、3ページから今後の市庁舎耐震改修について検討し、その結果を執行部に報告するため、議論を進めています。議論の内容は市議会だよりやと云々と続いていくわけですけれども、決して間違った表現ではないと思いますけれども、市庁舎耐震改修について検討し、その結果を執行部に報告するためというような表現でなしに、検討し、特別委員会としての方向性を決定しますとか、定めますとかというような議論の内容は、市議会だよりやケーブルテレビなどを通して市民の皆さんにお知らせしますと。別に執行部に報告するために、こうやって議論しておる、それも一部ではありますけれども、やはり議会としての耐震改修に対する方向性、方針を決めていくんだというのが一番大きな柱でございますから、この表現はちょっといかなものかなという思いがいたします。この点もお任せいただけますか。字句の整理でございます。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 委員長の言われるとおりでと思います。ですからそれは、字句の整理は正副委員長の方でお願いします。そのとおりでと思いますよ。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。はい、上紙委員。

◆**上紙光春 委員** 総括的なことは委員長がおっしゃたんで、皆さんの御意見はどうだかね、私もどうかなと思っているんですけども。この特別委員会で、それなりに一生懸命誠意を持って検討してきました第一報でございしますが、それで、例えばさっき委員長がそういうふうにおっしゃいましたんで、私もこれ、どうかなと思っているんですがね、1ページ目の専門的知見の活用あたりの文言の中に、例えば私はやっぱりもうちょっと市民の皆さんに丁重な議長コメントという見出しをつける必要はないんですけども、やっぱりそれなりに20数回というようなことをどっかに書いてありますけれどもね、やっぱり検討して来ましたと。それで、例えば、これは皆さんはどうかわかりませんが、私の私見を申し上げますと、例えば本当に住民投票の結果を受けて、大変市民の皆さんには迷惑をおかけしておりますとかいう1文が、例えばですよ、そんなことは必要ないとおっしゃればそれは結構です。そういうやっぱりなんかね、つい活版印刷みたいなの、何かね、そういうものが入ってしかるべきだというふうな感じを受けるんですけど、これは委員の皆さん、そんなことはええわいやとおっしゃれば私もそれで結構ですけども、何かそういう丁重なものがね、議会としてあるいは特別委員会になるか議会になるか別としてね、その辺がちょっとここら辺に欲しいなという、議会だよりですから、そういう気がするんですけども、いかかでございますか。すいません。

◆**橋尾泰博 委員長** ありがとうございます。上紙委員のその思いというのは、やはりこの住民投票を実施をしたというこの重み、それから市民の皆さんに現在地での耐震改修をやっていたきたいという意思が出ておるといふ、その尊重をするということ、そういうことも含めてもっ

とかたい表現ではなくして本当に心の入った表現にしていきたいということだろう、人間味と言いますか、そういうことだろうと思いますけども、思いとしてはわかりましたので、私ももう一度よく読み返してみたいと思います。はい、伊藤委員

◆伊藤幾子 委員 今の上紙委員の方から1ページ目のことが出ましたが、ちょっと私もこの最初の縦書きのところ、もうちょっとあと2、3行入れられそうなので、是非ちょっと入れていただきたいなということが、前回の委員会の時に私、委員長が日本設計からの報告を受けた全協のときとあと、その後に開かれた特別委員会のときに、基本計画的なものをどうのこうの、議長がいったかどうか、事実確認ということで、私、すごく言いましたけども、あのあと、頭を冷やして考えましたら、やっぱり基本計画的なものをという具体的にそういう言葉を使っていなくても、実際そういった諮問と言いますかね、そういうことで今に至ってる経過は事実としてあるわけなので、委員長が前回2回ほどお話されたようなことを、ここに入れていただければ、なぜこういう検証作業に至ったのかっていうのがわかりやすくなるんじゃないかなと思いましたので、ぜひそれも御検討をお願いしたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 今の伊藤委員がおっしゃったことについてはよくわかりました。今、おっしゃったことについては、前回の委員会の流れもございます。この後で、委員会としての報告書をまとめる中で、今おっしゃったことも、当然議題として出てまいりますので、その段でもう一度議論をしてみたいと思います。それから4ページのとりまとめに入らせていただきますけども、言えば概算工事費、設計管理費それからその他費用というかたちで43億4,000万という数字が出てまいりました。住民投票の折に、本庁舎を免震改修するとか、第2庁舎建てるとか、あるいは本庁舎を免震改修にする、第2庁舎は設計時に決める、あるいは駐車場は150台作るいろいろな条件仕様書みたいな比較検討表を作りました。その中に、工期も当然入ってましたし、それから財源ですとか、あるいは鳥取市が実質返済する返済額だとか、そういうこともA案、B案両方に同じような記載をして出しました。

現実は今検証作業進めていただきまして、総事業費として43億4,000万この数字が出てきたわけです。これは日本設計さんに検証をお願いした部分と、それから鳥取市が出されたその他経費がございます。そういうことであるなら、例えばこの43億4,000万の財源の内訳と言いますか、市庁舎整備局の方にお尋ねをいたしましたら、合併特例債が約36億8,000万になるようでございます。国庫補助金が約2億1,000万、それから基金の方の取崩しが約4億5,000万、これで43億4,000万ということに、これはまだ掴みの金でございますけれども、そういう割合になるだろうと、合併特例債の財源の内訳としてはそうなる。それから、鳥取市の返済額としては、合併特例債に占める市の実質の返済額は約13億円ということになるようでございます。20年間の返済でございますから1年あたり約6,500万という、これ約の数字でございますけど、住民投票に比較検討表というかたちでそのような情報の提供の仕方をさしていただいております。

言えばその他経費も出ておりますので、そこらも含めて、この財源とか、鳥取市の実質の返済額とかこういうものも市民の皆さんに説明をしていく中での情報の記載に十分値するのではないのかなという思いがいたしております。こういう点については、どのように取り計らって

いけばよいのか、委員の皆さんの御意見をいただきたいというふうに思います。どなたからでも結構でございます。上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** ここまで、ここまで踏み込んで書くのかなという気持ちはあります。要するに検証結果が出て、こういう数字がでたんだというところで収めとけばいいのではないのかな。次の議論として、じゃこれをそれこそ実現するには、これだけの要するに財源はこれでということの、次のステップでの議論だというふうに思っていますので、ですから、例えばこの後、委員長報告があるわけですけど、委員長報告の議論もあるんだけど、そこまで載せる話ではないでしょう。委員長報告については、となればこの検証結果についても、そこまでいいんじゃないかというふうに私は思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、その他御意見ありますか。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 同感ですけどね、確かに一様検証でこれだけの掴みの数字が43億4,000万という数字がでたわけですけど、まだ不確定な数字ですから、やはりこれから先まだいろいろと議論したり検討して、実質的に実施設計等等々、組む段階ぐらいまでに行かないとだいたい金額もしっかりしたものがでんわけですので、今の不確定な状況の中で、特別委員会として財源の内訳までを、今回市民に報告するということがいいじゃないかなというふうに僕も思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。それではその他、この4ページまでの検証を終わらせていただいて、1ページ、2ページ、3ページ、4ページとすべて細かくチェックをさせていただきました。言い忘れたことがあるかたは、はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 4ページで表とかは委員長、副委員長にお任せするということがあったんですけど、この文章の中にたいへん大きな問題が抜け落ちておりまして、まず11月9日に調査業務報告書を受理したということがあって、その内容はというふうに続いていくわけなんですけれども、受理した報告書の中には、条例案の2号案というのができないという結果が報告として出されていると、その結果を受けてこの一部変更したということで、耐震改修案などの工事にかかる費用が33億2,000万というふうにつながっていくべきであって、この内容であれば、もう20億8,000万の検証結果がただ単純に33億2,000万になりましたというような表現に取られかねないということがあります。報告書としては2つの報告書が出ているわけですから、その1つ目の検証結果を受けて、できないという検証結果を受けて変更をしたというので、こういうのが出てきたという流れがわかるような表現を、必ず私はしてほしいというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、言えば、こう見ていただければ1ページに、言えば専門的知見の活用をさせていただきます。それから2ページ目には調査案では実現できない、それについての理由が書いてございます。それから3番目にはその条件を一部変更して、変更案の検証をしていただきました。そして、4ページに検証結果としてこのような数字が出てきて、その頭出しの文言には変更案の総事業費を算出をしました。そして、まとめとして今後の取り組みとして議会はこういうふうにやっていきますということで、この4ページを読んでいただければ、今、島谷委員がおっしゃったその流れをそのまま系列だっ取りまとめてきたという形態になっておりますが、言えば、島谷委員の思いというのは、この4ページのこの文言の中で、それを言

えば、より詳しく重ねてと言いますか、表現した方が市民の皆さんによくおわかりになるのではないかという御意見だろうと思いますが。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 流れってというのはそうなんですけれども、あくまでこれは2ページ、3ページは委員会での途中の経過でして、私が言っているのは、詳しく、委員長が言われたように詳しくって意味もあるんですが、受理したという結果が出て、その内容はというふうに文章の中で出ているわけですから、その受理した結果をきちっと出していただきたいと、読んでいけば、うん、読んでいけば、この中はまだ検討の途中なんですよ。途中経過って言いますか、その中身を書いてあるだけであって、取りまとめ、先ほど、委員長が言われたように、4ページ目が最後の取りまとめですから、その取りまとめにはしっかりとその流れってというのは、必要な表現は入れていただきたいということです。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** こういうことのかなと私なりに思うんですけど、今、島谷委員のおっしゃること。この調査業務報告書を受理、その内容として以下文章が続く、それは、いわゆるこの報告書の2章の部分、それで今、島谷委員がおっしゃっているのは、私たちは業務、この報告書1章、2章に渡ってこの報告をいただいておりますと、その1章というのはこの辺、第2号案に対する結果、いわゆる2号案では実現が不可能というこの結論。そして、その結果、私たちのこの検討会でその2号案に近付ける検証を行い、第2章が引き出されてきたということなので、その辺の続きをわかるようにされてはどうでしょうかということなんだというふうに思いますので、私も言われればそのとおりかなと思いますから、確かに2ページからずっと読めばわかるようなものかもしれませんが、より丁寧にということであれば、そのようなことかなというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 思いはわかるんですけど、具体的にはどういうふうな処理の仕方したらええんでしょうか。はい、房安委員。

◆**房安光 副委員長** ここの冒頭の11月9日（金曜日）から調査業務報告書を受理と、これがあるから多分ややこしいんだと思いますよ。これ取っちゃって、見出しに変更案の総事業費を算出して書いてあるわけですから、変更案の総事業費の報告書によると、その内容はというふうなことにすればね、あくまでその変更案の総事業費に限った表現をすれば、島谷委員が言ったことを入れなくてもずっと今までの続きに自然となるというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

◆**橋尾泰博 委員長** そうしますと、今、房安副委員長がもう頭の中ではかなり整理できているみたいなので、ここの言い回しも委員長、副委員長にお任せさせていただいて結構でしょうか。はい。そうしますと、この鳥取市議会だよりの臨時号でございますが、多くの御意見、訂正もいただきました。この字句の整理等については私共、委員長、副委員長にお任せをいただきたいと思います。これは当然、市議会だよりでございますので、明日10時に開催される広報委員会、こちらの方で御審議、協議をいただいて、発行の手筈等を進めていただきたいと思いますというふうに思っております。おそらく今日は徹夜の作業になるかと思いますが、そのように取り計らわせていただきます。それでは、ちょっと時間にもなりましたんで、ちょっと休憩をさせ

ていただきたいと思います。現在3時25分でございますので、3時40分まで休憩とさせていただきますというふうに思います。3時40分再開いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時40分 再開

◆**橋尾泰博 委員長** それでは休憩に引き続きまして、市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を再開いたします。本日のレジメの3番目でございます。特別委員会の報告についてということも議題にいたしたいと思っております。皆さんのお手元に、委員長報告に含むべき事項についてということで、まだ、具体的な叩き台の文章としては起こしておりませんが、1委員会設置に至る経過について、2委員会開催の状況について、それから3番目、住民投票で選択肢とされた耐震改修及び一部増築案の計画条件の調査を依頼した経過について、それから4番目、設計会社との協議の中で、各課題により調査案のままでは実現できないことが判明した件について、それから5番目、各条件を変更し、原案に近い状態で耐震改修等にかかる費用を積算するよう依頼した件について、それから6番目、調査業務報告書の結果、当初の調査案では実現不可能との報告、また当初の調査案に近い状態での耐震改修案では33億2,000万円必要、その他、必要とされる費用は10億2,000万円必要との報告、それから7番目、市民に対する説明責任について、そして8番目、委員会としての方針について、9番目、特別委員会の今後のあり方についてと、こういうような流れの中で報告書を作成してはどうかというところまで現在考えております。

この委員長報告に含むべき事項について、ただいま申し上げましたペーパーを見ていただきながら、この点が抜けておるとか、あるいはこういうこともより具体的に、明確に書いてほしいと、記載してほしいというような案件がありましたらお願いをしたいと思います。まず、最初に、今、読み上げさせていただきました1番～9番までの流れでございますね、このような順番、方向で報告書を取りまとめさせていただけたらというふうに考えておりますが、委員各位の御意見をいただきたいと思いますというふうに思います。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 流れとしては、私はこの順番でいいというふうに思っております。これからそれぞれの項目についての意見なりがあるでしょうけれども、流れとしてはこれで私は結構だと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 中身の検討はこれからでございますが、実際にこの流れに沿って我々委員長、副委員長の方で文章を作らせていただいて、皆さんがたに、また再度目を通していただいて、最終的には報告書を委員会の総意というかたちで取りまとめに入っていくといけません、例えば1番とか2番、あるいは3番、それから4番、それから5番、こういうところについては一連の審議の経過でございますから、これは特別委員会、調整委員会を開いた流れの中で掲載をしていけばいいわけでございますが、6番の報告を受け、それで、一応の知見の活用が終わったということでございますが、7番の市民に対する説明責任、これをどのように委員会としての考え方をまとめるかということ、それから8番の委員会としての方針、この7番、8番

が審議の時間を取らせていただいて、どうかたちでしていくかという、ここが大きなポイントだろうというふうに考えております。

ということで、1番～6番については、今までの経過の中の流れでございますので、この点については今日の審議とさせていただきますけど、委員の皆さんの方でこの点だけはどうしても入れて欲しいよというところがあれば聞かせていただきますけども、特にないよということであれば、この点については委員長、副委員長の方にお任せをいただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。はい。それでは7番の市民に対する説明責任についてということで、言えば、丸ポツをつけて記載をいたしております。報告書の内容、報告の内容ですね、市民の皆さんにする、それから方法、それから時期等についてとそれからもう1つは、この説明責任を果たしていく上で、これは住民投票をかける折に、全会一致で2号案を決定した実態があるわけでございます、これを議会全体として市民説明会を開くのがいいのか、または委員会として開くのがいいのか、ここらも含めてどういう形態で進めていくのがベストなのかという御意見をいただきたいというふうに思います。どなたからでも結構でございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 説明責任については、1つは、今先ほどまで議論しておりました市議会だより、これが1つもあるわけですし、それからその報告会、あるいは説明会という話が出ておるわけですけれども、これが実は本委員会の今後のあり方ともちょっと重なるところもちょっとこれも関連するところがあるわけですし、この説明会を仮にするということであるならば、あるならば、するということが委員長言っておられるんですけれども、その委員会、委員長報告なり本委員会、委員長報告をして、最終これが報告ということになった場合に、この本委員会の初期の目的は達成するような状況になりますわね。となると、そのあとその説明会をというあるいは報告会ということになるとこの委員会がこの12月定例会のそれこそ定例会中にも報告会なり、説明会が開けるようであるならば、それは今の委員会の責任として開くことは可能でしょうけれども、委員長報告をして、まず日程的なことからすれば年明けの、例えば1月とか2月ということになれば、この委員会は、私のこれは個人的な考え方ですけども、この委員会の役割というのはこの12月までだというふうに私は思っているんです。

それで、1月仮に年を明けてから新たなということになれば、この委員会また新たなその目的と言いますか、その委員会目的を作る中ということになれば、議会全体というかたちになるのかなあというふうに思いますし、それからもう1点は、実は議員定数の特別委員会に、これも12月に報告はしておりますけれども、議員定数の条例改正については2月定例会というふうに、今、委員会の中でこのあたりは合意しております。となれば誰がその提案をということになったときに今の特別委員会で議員提案として条例改正ということ提案するということになると委員会がそのまま残っていかなければならないということで、実は、委員会としては、定数の特別委員会は2月の定例会までは生かしていくという、それで1月に委員会としての報告をやるという、そういった動きで動いているんですけれども、となれば、この特別委員会についてもちょっと非常にそのあたりをこの委員会をこの12月で一応切ってしまうということになれば、誰がこの市民説明会をということになるんで、そのあたりからちょっと議論し

た方がいいんじゃないかなと私は思いますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、上杉委員の方からちょうど12月が委員会の入れ替えの時期でもあるし、不確定な要素があるんで、そこら辺も考慮して検討してはどうかという御意見がありましたけど、その他ありますか。ないようでしたら今の上杉さんの提案に沿ったかたちでの審議を進めてまいりたいと思います。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 ちょっと委員長にお願いしたいんですが、本日午前中に正副委員長と正副議長とで今度どうすべきかということの話し合いを持たせていただきました。その中で出た内容について、差し支えなければ委員長の方から御報告いただければと思います。

◆橋尾泰博 委員長 今、私の方からお話しさせていただけたらなと思っておったんですが、実は、いよいよこの特別委員会も最終と言いますか、報告書の取りまとめ、言えば特別委員会の大詰めに来たので今後の委員会あるいは今後の議会の進め方について議長と御相談申し上げました。それで、例えば市民説明会につきましては、市長もやっぱり議会の責任も重いので、市民説明会をしなければならんというふうに思っておられます。できれば早い段階で実施をしていただけたらということですが、なにぶん特別委員会の報告書が取りまとめできない中では、話が進まないわけでごさいます、できれば今日の特別委員会の中で、この報告書を取りまとめる方向性、これだけは決めていただけないだろうかというお話でございました。

その中で、市民説明会をするのにも、日にちの設定であるとか、あるいは会場の設定、例えば市民会館みたいところで1回1カ所やるのがいいのか、あるいは鳥取市をこう区分して、例えば東西南北っていうようなかたちでやる方がいいのか、そういうそのお考えもこの委員会の方で一定の方向性を示していただけないだろうか。言えば、議長、議会全体で取り扱うということになれば当然議長主催ということになってきますから、当然会場もたくさんになれば、すべて我々特別委員会で議長が出てやるっていう話でなくして、場合によっては、議会を半分に割ってでも2カ所やるとか、そういうようないろんなケースも考えられるので、言えばこの市庁舎問題についての議員の皆さんの思いを1つにまとめていただいて、こういう方向性で進めていただけないだろうかという大枠で結構なんで決めてもらいたいということのお話でございました。

それから、委員会のその任期どうのこうのという話がありましたけれども、基本的には、来年の1月の16日ですか、臨時の議会が。ですからその前日までは、残任期間があるということであって、その間に処理できることであれば、当然この特別委員会の皆さんにも協力をいただかなければならん。ただ、これだけ長い間の特別委員会の審議でございますから、議会全体ということになってきますと、やはり今日まで協議をした我々特別委員会が中心となって参加するというか、お手伝いをするということもあり得るんで、それは委員会の中でそうしましょうという話になれば、そういう方向でまとめていただきたい、というような話でございましたし、年明けになれば当然議長なんかも変わるわけですから、今の議長の在任中に一定の方向性を決めていただいて、あとは議長交代以後の話になってくるのであれば、その話を決めていただいたのを引き継ぎをしていただく、次の議長が中心となってそれを引き継いでやるというようなかたち、いろんなことが考えられるんで、今日の特別委員会の審議を期待しております

ということでした。

そういうことですので、まず説明責任を果たすという意味で、市民説明会になるのか、市民報告会になるのか、市民フォーラムになるのかわかりません。わかりませんが委員の皆さんのお考えをお聞かせいただきたいのは、内容とか方法っていうのは、具体的な話になってくるんで、まず大枠としては、いつ頃にどういう規模で何カ所やるのが市民に対する説明責任が果たせるのか、そこの辺から入らせていただきたいというふうに思います。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 いつ頃にどのような規模で何カ所かというところから入らせていただきたいということですが、何を説明するのかによって、私違ってくると思うんですね。それで、この特別委員会は検証に出したわけですね、その2号案をね、その中身についてだけを報告するのか、もう市民にとったら何でできない、何でできないものが、じゃあ条例案になったんだっていう、すごく素朴な疑問っていうのはずっとあるわけですね。じゃあ、そういった説明は一体誰がするのか、そのことについて議会でも議論をしているわけでもありませんしね。だから、その時期だとか、規模だとか、回数だとかっていうのを先に決めてしまうと、それこそ議会での議論が中途半端なまま何か説明会を迎えるような気がしてならないんですが、いかがでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 伊藤委員のおっしゃることもよくわかるんですが、いずれにしてもこの市民説明会であるとか、例えば委員会としての方針ですね、方向性と言いますか、それは連動したかたちになってまいります。その中で、この特別委員会でこの住民投票にかけた2号案の検証をいたしました。その中で、柱頭免震ではもう工事が実施できないということは明らかになったわけです。それで、その部分を変更して基礎免震に変えて、言えば2号案のかたちを崩さないかたちでの変更案というもので日本設計さんに計画条件として出して検討していただきました。これは、住民投票を実施をして、この現在の場所で耐震改修を進めていただきたいという、この住民投票の結果、これは大変重いものであると尊重しなければならんという流れの中で変更案というものを検証したわけですので。その結果を市民の皆さんに御説明申し上げる、これは市民の皆さんの税金の中から調査費用も提示をしていただいてやったわけですので、そういう責任もご置きます。住民投票の結果の責任もご置きます。そういうことも全て包含をして説明責任をするということですのでご置きますから、この7番と8番がちょっと前後になる、これを連動するもんだと思いますが、よろしくお祈いします。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 伊藤委員のおっしゃることもわからなくてもないんですけども、その説明会がこの結論ありきで何も進んでおるということではなくて、やはり議会としてのこの2号案に対する検証結果の説明を市民の皆さんに行っていくことは当然であるわけです、それを行っていくにあたっての、今伊藤委員がおっしゃっているのは、この議会としての共通認識ができてないんじゃないかということかと思うんですが、これを早急にしないといけない。ですから、これからこの予定としてはこの今月内に全員協議会も開いていただきたいというような要請も出ておるわけですから、例えば、そういうこの全員協議会の場で、これまでの経過も含め、なぜこの2号案がこの20億8,000万ということがその耐震改修派の方から出てきたのか、そういった

経過であったりとか、また特別委員会でのこの議論の内容であるとか、それはどうだったのかとか、そういったことがしっかり納得がいくように議会としての議論を積み重ねていく、そういったことをもって、委員長報告もなされていくんだろうというふうに思うわけです。

この委員長報告については、この12月の定例議会の中で、どこですのかというのは、これはまた議論は別として、行っていただいて、今、委員長が言われるようにこの住民説明会のその会場であるとか、じゃあ、議会としての共通認識はできて、それをどういうグループ分けでそういう派遣をしていくのかとか、そういったことを縷々考えるとやはりこの1月に持ち越さざるを得ないだろうと思うわけですが、ただ、その1月の16日の臨時会でこの委員会構成が変わる、議会の構成が変わるということになれば、これ委員会ではできないというふうに思うわけです。

◆橋尾泰博 委員長 あんまりそういう具体的なことは、粹だけ言って。

◆桑田達也 委員 ですので、ですから、粹とすれば私は議会として行うべきだと、特別委員会での住民説明会ではなく、議会として共通認識の基で行うことがいいんじゃないかというふうに思います。そうすれば臨時会のあとの、仮にこの新たな特別委員会が発足をしたにしても、住民説明会の内容をその特別委員会の中に繁栄することもできるわけですから、まず議会として共通認識を持つ、そして、議会として住民説明会を持つという流れでいいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。桑田委員の御意見は議会全体でということでもございました。それと、時期としても年を明けざるを得ないのではないかと、2つの具体的なお考えだったと思います。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 私も桑田委員と、ほぼ同様な考え方です。私は整理として2つの意味合いを整理しなきゃいけないと思うんですが。今、桑田委員が、全委員が共通認識を持つべきだというふうなお話しもございましたけど、我々この9人は自発的に検討委員会するから集まろうというような話をしたわけでもない、これは。議会全体として、この特別委員会が作られているわけですよ。ということは、やっぱり議会全体で理解してもらおうということも当然ですけども、議会全体としても、説明責任は当然のこととしてこれ受け止めてもらわなきゃいけない。ただし、9会場設けられたときにこの9人が1人ずつこうというふうな、そういう協力は、特にはその検証についての特別協議をやっていますので、そういうことは大いにすべきだと思いますよ。けれども、建前としては議会全体でまずとらまえなきゃ絶対駄目だと私は思っています。

その上で、やっぱりその検証結果については、これ特別委員会でやりましたんで、その検証結果の経過についてということになって、詳しいことを細々出た場合については、やっぱり我々の方がこの詳しいことがわかるかもしれないけれども、受け止め方としては、時期も今出ましたけど、時期とか、その方法は別として議員全体として、議員全体も、我々特別委員会に出ないからようわからんというような話じゃ済まんですよ、これは、絶対に。そういう意味合いで、やっぱり議会全体として捉えるという面が強くやっぱり打ち出されるべきだ、私はそういうふうに思っています。それと、もう1つ、方法等については、例えば、例えばですよ、これは1つの一事例ですから話までに捉えてもらえばいいですけど、なんぼ3町、私を中心になって例えば、議会全体としての中で、あと2名の皆さんで3人で回れと言われてたらなんぼでも

回りますよ、例えば、そういう方法もあるでしょうしね、そういう意味で、やっぱり議会全体としてとらまえていく大原則だというふうにまず思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 さっき桑田委員の方からもちよっと話が出たんですけども、11月の14日付けで会派新と清和会とそれから公明党と3会派の代表で全員協議会を開いていただきたいということについて議長の方に要請書を出させていただきました。これは、内容はこうしてそれぞれの会派でいろんな考え方もちろんあるんだけど、こうしてこの特別委員会で方向性が出て、委員長報告も出るような状況の中で、議員全体がやはり議会の全体としてそういった共通認識やはり持つべきではないのかなということもあって、言ってみれば、その議員間討議、議員間の討議をそれこそしっかりやった方がいいんじゃないかと、そういう方向性を出して今後の、さっき来年になるということであるならばその市民説明会なり、フォーラムで議会としての認識と言うか、議会としての考えかた、これはいろんな思いやいろんな考えかたもあっても方向が出た中で、やはり議員皆さんが共通認識を持って、それにあたっていかなければならない。それから、もう1点はやはり真摯に、この度のその2号案について実現が不可能だったということについては、やはり我々として、議会としては市民の皆さんにはこれお詫びしなければならない、そういったことの共通認識を持つために全員協議会での議員間討議をお願いするような格好で、議長にお願いしたところでありまして、やはりどういう方法でということは別として、やはり議会全体としてこの市民説明会なり、そういったフォーラムなりということはやはりもって行かなくてはならないのかなあと。

先ほど申し上げた特別委員会、定数の特別委員会はこれはあくまでもこれは定数の特別委員会の中で市民アンケートを取って、それで、会派のいろんな考え方もあったんだけど、方向性としては、その4減というかたちになったわけで、この説明会については、これは基本的には特別委員会ということでも一樣これは確認を取っていますので、一緒にそのフォーラムなり説明会を開くのがいいかどうか、日程的なものもありますので、このことについては、またこの委員会とあるいは議長と相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、今日、議長とのお話し合の中でも、26日にいろんな全員協議会を招集すると、その内容については、いろんな団体から要請文等が来ている、これの意見統一、それから報告書が出て来たので今後の議会としての進め方、この2つを議員全員で共有しながら議論していただきたいというようなお話でございました。その折に26日の折に、もし特別委員会の今議論しております方針でありますとか、説明責任に対する大枠でも固まっておれば、全員協議会の方でその一連の委員会の流れを説明していただきたい。そして、そのかたちに沿って議会全体として対応をするのであれば対応して行きたい。いずれにしても我々の任期が切れたにしても、当然また皆さんの意見をお聞きして行くわけですけども、まだ基本計画も固まっていない、基本設計も固まっていないということになれば、当然これからも体制は変えるにしても、この市庁舎の耐震改修についてはいろいろ執行部と議論して行かないといけないということもございます。

議会全体ということになれば、我々に任期が終わったから関係ないよという話でもないわけ
でして、今までこうやって20回議論してきたわけですから、議会全体として市民の皆さんに説
明をするという環境を整えば、当然我々が前に出て説明をしなければならんことも多々出て来
ています、議長も当然その説明をする責任も出てきますけども。ということで、委員会であれ、
議会全体であれ、我々が議論してきたことをきちっと説明をするという責任がございますので、
ということは、今後の検討課題として問題は約5カ月、6カ月ですか、議論をして行く中で市
民の皆さんは何時までやっているんだと、早く議会の方針を我々に示せというのが大半のお考
えであろうと思いますから、その考えを早く説明をする。検証するのにも約2カ月かかったわ
けですし、選別をね、業者を選ぶのに1カ月かかったということがありますから、そういうこ
とも含めてできるだけ早い段階でやりたいと、言えば、まず時期的に、桑田さんの方から今の
状況で行けば1月に入るのではないかと御意見をいただきました。湯口さんの方は時期的
には何時頃から何時頃まで幅があっても結構ですけども、お考えがあればちょっとお聞かせく
ださい。

◆湯口史章 委員 皆さんの御意見を伺っていますと、議会全体として今回はきちっと説明をして
いく義務があるんだろうというご判断だろうと思います。そうしますと、日程を考えて見ます
と、12月委員長報告を最短にやっても、じゃあ、説明会の日程が取れる時が年内にどの程度あ
るかということだろうと思うんです。それともう1つは、議会としてやるという上で、やはり
この問題に関わった現議長のお考えもあるでしょうし、来年になれば、委員会構成、議会がも
う大変わりするということがありますので、一番いいのはそれは12月に年内にそういう作業が
進められたら私は一番ベストだと思います。

◆橋尾泰博 委員長 12月にできたら。

◆湯口史章 委員 出来れば、それがなかなか日程的に無理だということであれば、当然年を越す
ということになるんだろうかなあと、その辺りについては日程的なことと、私は議長の思いも
あるだろうと思いますので、再度そのあたりも委員長の方は話をお聞きいただいて、また調整
していくというの必要なのかなあとと思いますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 今、湯口さんの方から、できれば12月にできればということで、議長のお
考えもあるだろうしというお話がありました。今日もその点については議長と意見交換をさせ
ていただきました。議長の思いも、できるだけ方向性を早く出していただきたいと、それにつ
いては、ただ、この案件は重要な案件なんで、やはり議会で採決を取らせていただきたいとい
うお考えのようでございます。従来は報告書という、報告というのはこの前で報告しっぱなし
ということもあるんですが、この市庁舎問題についてはたいへん大きな重要な問題であるから、
やはりこの議場の中で採決を取らせていただきたいということになれば、当然緊急の議運を開
いていただいて、その報告書の取扱等の話しも出てきます。そういうことで、できるだけ早く
出していただきたい。出していただければ緊急の議運を開いて、その議会の途中であれ、一般
質問の日であれ、何であれ、緊急上程をして報告をし、採決をするという方法も可能ですとい
うぐらいの、こう言えば、思いを聞かせていただきました。

ですから、特別委員会の方できちっと方向性を出してくださいと、それによって説明会の日

程、説明会をするにしてもやっぱり議長、副議長の日程の確保、議会の流れもありますから確保も要ります。会場の確保も要ります。それから本当に市民の皆さんにどういう方法で広報すればいいのかという広報機関も要ります。それからどういう時間帯が一番出やすい設定なのか、どういう曜日が出やすい設定なのか、そういう細々した日程がありますので、ですから方向性だけ早く示してもらえばそれにできるだけ早く対応できる方法を模索して行こうというお考えのようでございますので、今日、議長とお話した雰囲気、意見交換をさせていただいたことをお伝えさせていただきました。上紙委員さんは、時期的にはどういう時期が妥当だというふうに思われますか。

◆**上紙光春 委員** ちょっと私は端的に言って、12月中というのは物理的にも実態的にも難しいんじゃないかというふう感じとります。今、上杉委員さんが定数の問題を言われましたけど、定数の問題とは切り離して、別々になってもやっぱり一緒にやる性質でないように、個人的には思っていますし、これは委員会との議論ですけど、そういう感じがしております。それで、委員長、指名がありましたんで、私がある一つ大事なことは、やっぱりどういう説明会を持つ、どういう方針を持つにしても、この特別委員会は勿論のことですけども、当たり前前の当然のことを申し上げますけど、説明会の出方によっては、この間も失礼ながら伊藤委員さんがつい触れられましたけど、私は、本来共産党は賛成じゃあなかった反対でしたけどというような発言をされましたけども、こういう説明会にならんようなことだけは、これは一致結束を今はすべき時だと思います、議会は。特に特別委員会なんかは、わしゃあこうだったけれども、皆が言われたからというような話は、これは絶対にあってはならんことだということだけは、今日言うことでないかしらんですけども、私はそれがなければチームを組んで出ても市民の皆さんに、何しに出たんだあなたがたはと、こういうことになりますので、これだけは鉄則として、我々皆が持たないといけないということの認識を、改めてえらい失礼なことを申し上げましたけども、そう思っています。以上です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上田委員、お願いします。

◆**上田孝春 委員** はい。早急に市民に情報というか、説明責任を果たすことも大事なわけですけども、先ほど、上紙委員が言われたように12月中にということは非常に日程的に無理があるんじゃないかなというふうに思います。ですから、年を越してもやはり十分説明する内容等々も十分、皆が共通認識を図ってやはりやるということが必要だというふうに思っています。特に、先ほどとも言いましたけれども、確かに特別委員会でもこのいろいろ議論はあったとしても、一定の方向性が出れば議会全体としてのやっぱり考え方を示していかないといけんわけですので、この辺を踏まえて住民説明会をするということになれば、やはり12月中というふうなことに拘らずにやっていただきたいというふうに思いますし、それから会場にしても、やはりできるだけ、確かに会場多くすれば大変なものよくわかるけど、やはり1回、1カ所でやって市民に説明が済んだと、説明責任が果たせたというんじゃないなくて、できるだけ場所も回数も増やして、1人でも多くの市民に集まっていたいて説明ができるようなかたちを取っていただきたいなというふうに思っております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、伊藤さん。

◆伊藤幾子 委員 開催時期については、私は12月中というのは不可能だろうなと思っています。それで、やはり共通認識をどう、議会で図っていくのかということが大事なことで、先ほど、上紙委員さんの方から御指摘がございましたが、議会の中で議決をしたことというのは事実として議事録にもありますので、それは例えば賛成多数であったり、全会一致であったり、これは事実なので、それはそのとおりに私は報告すればいいと思いますが、そうではない意思表示をしていないにも関わらずどうのこうのというのはやっぱりそれはいけないと思いますので、その辺はやっぱり議会としての共通認識を持った説明ができるようにしていくには時間が私はかかるとなっていますので、ひとまず12月中は不可能だと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。上田委員なり、上紙委員が言われたように、当然市民に対しては議会として説明はしなきゃいけません。その議会としての意思を固めるためには必ず、なぜ今回第2号案が不可能だったということも説明する1つの要素になると思うんですけども、その第2号案が出されたということの総括を議員全員でしなきゃ到底全員で出ていくという段階にはならないと思っています。全員協議会になるのか、何回かしなきゃいけないかもしれませんけれども、なぜこういう提案をしたのかというのを、まず我々自身がそれを総括して、市民に対して同じ意識の中で持っていかなきゃいけないと思いますんで、私は時期云々ではなくて、まずそこをやってからじゃないと出ていけないんじゃないかなと、市民に対してできませんでした、すみませんということもまずしなきゃいけないので、我々もそのための腹入りと言いますか、それをするために必ず何回かしなきゃいけないと思いますし、開催の回数につきましても、上田さん、先ほどいみじくも言われましたが、1カ所、2カ所で終わったということはいけないと、私も全く同じです。もう本当に市民のかたに我々の、言えば誤った案を提案したということのお詫びをしていかなきゃいけないわけですから、多くの回数をしていくというかたちでしていただければなというふうに思います。ですから開催時期、それはあくまでこの議会の中で総括ができた段階でということ、私は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 皆さんの御意見を聞かせていただく中で、皆さんの思いもできるだけ早く市民の皆さんに御説明をしなきゃならんだけども、やっぱりお聞きする言葉が、やはり日程的に無理だとか、物理的に無理だとか、やっぱり時間の関係で不可能だとか、やっぱりそういう時間的な流れの中、これは年末年始ということもあるんでしょうけども、そういうことでございます。いずれにしても、委員会としての方針が出てから具体的な話になるわけですけども、そうであってもやっぱり年内は本議会もあるし難しいんじゃないかという御意見のようでございます。それでは、次に市民説明会を進めていく中で、やはり上田委員の方からありましたけれども、多くの市民の皆さんに参加していただく方策も考えてほしいというようなお話もございました。言えば、どういう会場で何回ぐらいやればこの鳥取市のエリアが網羅できるのか、そこら辺についての御意見を聞かせていただきたいというふうに思いますが、御意見ございますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 何回やればいいという問題ではこれはないわけですね、ただ、さっき大きな会場で一堂に会してという話は、私はあまり賛成できません。今までの、例えば市民会館なり、

あるいは文化ホールなりでフォーラムを開いた場合には確かに出ては来られますけれども、その会の持ち方からすると、非常に、本当に個々の意見を聞くような話でなくなるような状況がありましてね、ですから、私は市がやっていた、例えば地域を分けて何カ所かやっていました。その地域は何カ所かということは別として、そういうやっぱり会を持っていった方が、もう市民の皆さんに例えば市民会館なり、あそこに集まっていたいて、そこで一括してというようなことでない方がいいような気がします。それは、いろんな地域性ももちろんあるわけですし、その地域のかたの考え方もいろいろあるわけですから、だから定数特別委員会もそのあたりの議論もこれからしていくんですけども、基本的には今考えているのは鳥取市、それから大雑把の枠組みですけども、旧郡と言いますかね、気高、それから八頭、それから岩美郡と言いますか、そういったところでくくっていったらどうだろうかという考え方はしておりますんで、この委員会なり、この特別委員会の方の会もそういったくくりぐらいでいいんじゃないかなというふうに、私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他御意見ありますか。今、鳥取市、気高、八頭、岩美、郡部の方で1カ所やるんだったら、鳥取だったら人口多いからまた2カ所、3カ所せないかんという話になってくるんでしょう。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、上杉委員が言われたのも1つの考え方かとも思いますけれども、少し範囲がでかいんじゃないかなと私は思います。執行部がやっている地域づくり懇談会は、各公民館単位ですので、それはもう確かに物理的に我々から考えれば無理じゃないかなというふうに思いますが、やはり多くのかたに来てもらおうと思えば距離的な問題もあります。郡部ということになるとかなり広い範囲になったり、鳥取市内であればまた大きい単位なんで私としては中学校単位ぐらいの、このぐらいでやったらどうだろうなという具合に私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 執行部の人にちょっとお伺いしますけども、執行部の方もこの市庁舎問題については、いろいろ市民説明会、いろんな方式でやられました。今言われた中学校区という単位でもやられましたし、各地区というかたちでもやられました。過去にそういう実績はあるわけですけども、いろいろ説明会をされるに当たって、いろんな経験を積んできておられるんで、こういう単位でやられたら一番効率がいいのかなというような御意見でもあれば、そういう分析、感触はお持ちでないかな、はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 執行部が説明会をやった方法としましては、今委員長がおっしゃられたように、節目のときには中学校単位でやったということがございます。例えば基本計画の案を作り上げますと、できましたといったときには中学校単位でやったと。それから、地域づくり懇談会というものを毎年やっておりますんで、それぞれの地域に出向いてその庁舎問題についてもお話をさせていただいたということでございます。これは、各公民館単位でございますので鳥取市の場合2年に1回半数ずつやるもんですから全部で62カ所あるんですかね。ですから、年間30カ所を周っておったんですが、去年はすべての地域に出向いていこうということで、62カ所すべて周らせていただいたという経過がございます。ですから、より細かに出向いていけばその地域のかたは出やすいと、聞きに行きやすいということで取り組みをさせていただきましたので、効果はそれは細かく出向いてやる方が出るとは思いますけどもね、結果

としては、はい。

◆橋尾泰博 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 いろんな御意見がありますけども、私も先ほど申し上げましたように特別委員会じゃなくて議会全体としてと、皆さんもたぶんそれは同じ意識だと思いますから、ここでどういう単位でとか、どういうグループでというのはなかなか結論も時間かかると思いますから、いずれにしても、例えばその9名で4グループとか、6名で6グループとか、そういう単位とかは一度持ち帰らせていただいて、その会派で検討する時間というのは作らせていただくことはできないでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 わかりました。別に特別委員会でこういう時期だとか、回数だとか、会場だとかすべて決めようなんていう気持ちは毛頭ありません。特別委員会の皆さんの御意見を聞かせていただく中で、特別委員会としてはだいたいこういう単位でやった方がいいんじゃないか、時期的には今の進行状況を考えて早くしたいのは山々だけどやっぱりできれば1月中にはやった方がいいんじゃないかとか、というようなことを議長の方に申し上げて、じゃ、議会全体で、それで特別委員会としてはこれはもう議会全体の問題だから議会全体で取組んでいこうというような考えでしたと、それを議長の方に提案をして、それで議長がどういうふうに取り計らいされるかわかりませんが、そういうかたちで方向づけられたのであれば、できるだけその線に沿ったかたちで対応するように実現できる方法を考えていきたいと思いますということですから、ここですべて決めるという話ではありませんので。

◆桑田達也 委員 そういうことであれば、議会としてこの市民説明会を開催していく、そして、この単位についてはなるべくこの小単位で市民の皆さんに御理解いただけるような方向で進んでいくということでもよろしいんじゃないでしょうか。時期については、先ほど、湯口委員が12月でということがありましたけども、やはり一般質問が14日までありますしね、その中でもこの庁舎問題とか取り上げられるかたもあるかもしれませんし、そう考えるとこの15日、土日、特に16日はこれ、衆議院の投票日でもありますから、そうすると17日の月曜日以降となると非常に日程的にタイトになるので、やはり1月にならざるを得ないのかなというふうに考えますけど。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。今日の議長との意見交換会の中では、もうそんなに数をするのもなかなか物理的に難しいから鳥取を4分割したようなかたちにして4回ぐらいかなというような、全然これは意見交換ですからあれですけども、そういう感触ではおられたんですけど。はい。

◆上杉栄一 委員 さっきできるだけ多くのところという話で、議会全体で取組む場合には、さっきも言ったように、我々はこの特別委員会でかなりの回数で議論をしてここに至っているわけですけども、他の委員さんがどこまで同じ共通認識を持っておられるか、持っていないかの話なんですわ。ですから、数を開いて例えばその全体で6人グループにして6×6=36、6人グループで1カ所とすれば数はできるんだけど、本当で内容がそれまでにしっかりと内容を吟味しているんじゃないわゆる理論武装する中で、向かっていくということになるとかなりの勉強会を積まないけんと思っているんです。それで、私がさっき特別委員会はさっき言った5カ所、

6カ所ぐらいでいいと言ったのは、委員会の中でこれは全部やりたいと。ですから、そうなるとくると物理的にもうそんなにたくさん持てるような時間も取れないし、ということでその箇所についてはそんなにたくさんは持てないということで申上げたところです。

それで、全体ですれば割れば6人でも出れるわけだけど、果たしてそれで、本当に市民が納得いけるようなその説明なり、あれができるかということ、このこともやっぱり考えていただかないと、開いたはいいけれども、何か蜂藁になっちゃって収拾がつかんようになったということになったら何のために開いたということを言われるわけですからね、このこともやはりよく考えていかないといけんと思いますよ。

◆橋尾泰博 委員長 それも現実だろうと思います。議長もたくさんやるということになるとチーム編成を作らないといかんと、そうなれば最初の説明はきちっとできて質疑応答になってきたら答弁がその会場によって違うというようなことになったら大変なことだというようなことで、その辺のご心配もしておられた、これも事実です。ですから、議会として本当に誠意を込めて実現対応なことも考えていかないといけませんので、ただ、皆さんの思いは多くの市民の皆さんに参加して聞いてほしいと、説明を聞いてほしいと、議員の皆さんも多くの皆さんの前できちっとできなかつたということ、言えば詫びるという言葉がいいのかどうかわかりませんが、そういうきちっと報告しなきゃならんという責任もあるわけですから、今、出たのは中学校単位ぐらいの規模で取り組んではどうかという意見、それから岩美、八頭、気高でやって、鳥取市は人口が15万ですから鳥取市を何カ所かに分けてやるという方法、言えば中学校は今何ぼですか、18ですね、18、それからさっきの岩美、八頭、気高でいくとこれを4つに分けて、上杉さんの案で言えば6カ所か7カ所というようなことですよ、そういう単位でやったらどうかという御意見でございました。そうですね、今、中学校単位18カ所でやったらどうかということもありました。それから鳥取市を3カ所か4カ所、それから気高、八頭、岩美合わせて6カ所か7カ所、この程度の規模で取組んではどうかという意見が出てまいりました。その他にはありますか。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 箇所の問題もあるんですけども、先ほどちょっと上杉委員が言われた、この特別委員が中心になってというのは当然なんですけれども、よく上田委員なんかも全会一致でこの案を出したんだという話がありましたよね、全会一致で出したということはすべての議員がこの案に対して責任を持たなきゃいけないでしょう。ですから、私、何回も言っているけど総括、まず総括してやらなきゃいけないというのはそれなんですよね、会場に出てばらばらになったらだめだという御意見もありました、それは当然です。そのためにも議員として自分たちは何をやったの、何を提案したのかということ、これを総括して出て行くというのが当たり前のことであって、それができない議員というのは本当に議員なんだろうかというふうに私は思います。

ですから、先ほどからずっと言っているんですけども、まずその共通認識をできるようにしていただいて、会場で多くの人に聞いていただくということを私はしていただきたいなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。島谷委員の意見はよく聞かせていただいておりますし、今もいただき

ました。そういうことを整理しなければならんということで新と清和と公明党さんですか、議長の方に全員協議会の開催を呼びかけられて、いろんな要請文が出てきている部分を取扱いをどうするのか、それから、あの報告書が出てきたあとのこれからの議会としての対応をどうするのか、それを36人の議員で意思統一図らないといかん、議論しましょうということで開催を要求された。私は当然そういうその全員協議会の全員の問題ですから、そこはやっぱり喧々諤々やればいいというふうに思っております。ですから、全員協議会それから我々特別委員会、全て同じ市議会に所属しておる議員でありますから、そこはやっぱり連携を取りながら進めていかなければならんという話だろうと思います。ただ、特別委員会として、この方針を出すなり説明責任を果たすにはどういう取り組みをしたらいいのかということについては、やはり方向性とか、基本的なものは我々特別委員会である程度固めて、それで、議長なりに御提案をする。それで、それをまた代表者会なり何になるかわかりませんが、議論して段々と固めていく、これが手順だろうというふうに思っていますから、島谷委員の御意見は聞かせていただいております。

ちょっと議事を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、言えば、今、会場とか、回数については2つの案が出てまいりました。中学校単位の18カ所ぐらいやるのがベストじゃないかと、それから鳥取市4カ所、気高、八頭、岩美、6カ所か7カ所というようなかたちが出てまいりました。その他にはだいたいこの辺の幅で固めていくんだらうということですね。はい。はい、わかりました、ありがとうございます。それから、説明責任については議会全体で取り組んでいくんだと。当然我々特別委員会もこの議論してきた責任がありますので全面的に取り組むということでもよろしいかというふうに思います。それから、先ほどの島谷委員の委員会としての方針については、先ほどの島谷委員の意見にも連動してくると思いますが、この検証結果を受けたというか、日本設計の知見を活用して検証していただいたわけでございます。それで、委員会としての方針というか、方向性というか、いろいろ検証してきたこの過程において報告書の内容をまとめていかないといけないわけですよ。ですから、この委員会としての方針について委員の皆さんそれぞれお考え方があろうと思います、この件に関しては。この点についてやはりこういう方向で取りまとめていただきたいという委員の皆さんのお考えがあると思うんで、はい、聞かせていただきたいと思っております。はい、伊藤さん。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと私よくわからないんですが、ただ、11月9日に正式に報告書を受け取りました。それで、市長が1週間前の11月2日の定例記者会見のときに、9日以降にどのように検討を進めて実施をしていくのか、庁舎をどうするのかということは市長あるいは市の執行部がしっかりと責任を持って方向付けをしなければならない課題だと思っておりますということをおっしゃったわけですよ、報告が正式に出る前に。だから、私は今後の委員会としての方針というか、残された仕事というのは委員長報告を取りまとめていくということと、説明会は当然議会全体という話もありましたが、委員長報告をどうまとめていくかということしかないんじゃないかなと思っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 市長なり執行部のサイドの話は別としてそれはいい話で、方針というこの言葉

があるんでちょっとそれこそ引っかかる場所もあるんですわね。いやいや、今後の委員会としての方針という、方針ということになると、委員会がこの市庁舎問題を、執行部サイドからすれば要するに基本計画的なものを出してくださいよという市長の弁はあったんだけど、そうならば基本計画的なものというのが方針になるのかどうなのかということもあるんだけど、今この委員会で議論して結果が出たのは2号案については実現不可能だったと、その変更案について出たのが33億と10億というかたちのもので出ましたということ。だから委員長報告、委員会報告に載せることについては事実このことについての報告だというふうに思っております。それで、今後については、これは議会としてどうのこうのではなくして、私は常々言っているんだけど、この報告を受けて執行部サイドで、これらについて検討していただきたいということぐらいしか言えないのかなという話になります。だから、議会は、例えば変更案を2号案は実現不可能だったと。それで、変更案を出したら変更案は例えば30億かかる、10億~43、40数億かかると、40億からかかるということを、これは委員会として、じゃこれできましようという話にはなかなかかならないかなというふうに、私は思うんですわ。

ですから、これは検証結果として変更案はこういう金額で、こういう方法で、そういう検証が出てきたということについては報告しかないのかなというふうに、私は個人的には思っていますけれどもね。だから、ここに方針ということが出ているんで、じゃ、ここで議会として、じゃ、40億でいくという方針というか、行くということになると、これまたいったん持ち帰って皆さんと協議して、会派のいろんな考え方を、これでいこうということになればだけでも、なかなかそこまで行くのかなという、非常に私も実際悩んでいるところがあるんですわ。だから、委員会としての方針というか、委員会、委員長報告の中で結果としてはできなかった、それで、それに変わる変更案はこういうものもありますよというところで留めるしかないのかなという気がします。執行部サイドからしたら大変不満だろうというふうに思っておられるけれども、はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 今の上杉委員の御意見というのはもっともだと思います。委員会としてどういうふうにじゃ執行部に渡すんだよというところはなかなか悩ましい問題。ただ、その中で、検討課題ということだったと思いますけど、日本設計が43億4,000万もかけるんだったら新しいのが建つんじゃないのかということも報告書の中に入れておまして、これはわざとこの特別委員会で採決をして入れてよかろうということにしたわけですよ。そうすると、やはりそいつも特別委員会では報告書に入れ込むべきとして1つの案としてあるんだということも現実でございますので、43.4億を使って耐震改修、一部増築、半地下駐車場というだけでないのであって、だからやっぱりそういうことも検討したということは事実なんで、それもやっぱり委員長報告の中には私は入れるべきじゃないかというふうに思っております。採決してまで入れたわけですから、こいつはね。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。日本設計の新築案というのは基本計画のときに検討すべき課題、それで新築案と現在の耐震改修案を比較検討されてはどうですかという提案でございました。今、基本計画もできてない段階で、我々特別委員会は耐震改修案を検証するとい

う作業をやっておるところでありまして、私は新築案の掲載というのは皆さんの御意見を聞かないといけないと思いますけれども、今の段階で報告書に入れるというのはいかがなものかなと、次の検討課題ではないのかなという感じがしますが、今、房安委員が新築案を検討したというか、報告を聞いたということですが、委員会の中で新築案を検討したという認識は、私にはないんですけども、どうですか、御意見を聞かせてください。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** はい。新築案云々という問題じゃなくして、この特別委員会がずっと議論してきた経過の中で、やはり住民投票にかけた2号案が、これが原案どおりでは難しいという議会の特別委員会の議論の過程の中で、それでよりよい、やはり住民投票をかけたということを非常に我々も重く受け止めて、どうしたらやはり2号案に近いものができるかというかたちで議論してきたわけですので、それで日本設計が9日に示した報告書の中では、さっき言ったように30億、設計費を含めて33億いくらか、そういったかたちで出たというところまでは、私は委員長報告に報告されればいいというふうに思います。それから、これから先の問題ですけど、やはり日本設計が示したペーパー2の分ですね、変更案の検討と今後の課題というかたちで出たわけですからね、これをやはり我々特別委員会がそこまで議論してそういった課題が出たわけですから、これをやはり執行部に委ねて、こういった検討課題が、今後の課題があるというかたちを示せば、僕は特別委員会としての役目は果たせるんじゃないかなというふうに思います。これを、今後の課題をこうしなさい、ああしなさいというところまで特別委員会がやるべき問題じゃないというふうに私は認識をしておりますし、そうあるべきだというふうに思っていますよ。

あくまでこれを、今後の検討課題を全部あれして、これを解消するように執行部やりなさいというふうなところまで特別委員会が執行部に求めてはならんというふうに思っております。ですから、今後のこの日本設計が示した今後の課題というものは、我々が整理をして出したわけですので、これをどう受け止めるかは執行部に委ねればいいと思いますよ。だから、

◆**橋尾泰博 委員長** はい。

◆**上田孝春 委員** ちょっとすいません。だから、すいません、すいません。これを今後の課題を議会がこう出したというかたち、議会に責任のようなかたちで議会が出したというふうなかたちで受け止めていただかないようにしていただきたいというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 今、いみじくも上田委員が言われました今後の課題、これは執行部の方に提示すればいいというふうな答え、議論で言われましたけれども、房安委員が言われるように、この全面建替案今後の課題ということでこの報告書の中に謳ってあるわけですね。それで、そういう報告を受けたということはあくまでこの特別委員会としての委員長の報告の中には、私は入れるべきだと。ただ、そのあとの報告を受けて執行部がどうするかというのは、先ほど言われたように、上田委員が言われたように、どうするかは委員会がどうしなさいというわけではなくて、あくまで事実としてこういう建替案というものも報告書の中に入っているという、これは必ず私は委員長報告の中に、先ほど房安さんが言われたように採決までとって入れたわけですから、これは、私は必ず委員長報告の中には入れるべきだと。先ほどの上田委員は、今

後の課題というのがあるんだということも言われました。それも含めて私はこういう今後の課題というのにも委員長報告の中に、これだけではないですよ、いろんな課題がありますので、そういうことについても触れるべきではないのかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 ですから、先ほど申し上げましたように、今後の課題があるんですよ、新築だけ、建て替えだけでなくして。なぜ建て替えだけをここに、委員長報告に入れないとしないかということ。それと基本的には我々は2号案で、ここの耐震改修と一部増築というかたちで2号案に近いものをという1つの考え方できておるわけですからね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上田委員、ちょっと私の発言をよく聞いてください。私、それだけを入れてくださいなんて言ってないじゃないですか。先ほどから言うように、今後の課題というのがあるから、その中の1つとしてこれもあるでしょと。ですから、委員長報告の中にもそれは触れるべきじゃないですかということを行っているわけで、私はこれだけを入れてくださいなんて一言も言ってないですよ。必ずそれをちゃんと聞いてから質問してください。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと島谷委員、言葉尻を取ったような質問の応酬はやめてください。大局を掴んで次の質問。

◆島谷龍司 委員 言葉尻じゃないですよ。大事なことじゃないですか。

◆橋尾泰博 委員長 いやいや、だから私が委員長として、そのような印象を受けたんで、今、発言を整理させてもらっています。言えば、この新築案についてもこの特別委員会の中で、言えば、これは検証業務を逸脱しているのではないかというような激しいやり取りもありました。ただ、その43億4,000万という検証結果が出てきた日本設計としては、その中で1万平方メートル程度の新築であれば同じような建物を建てれる可能性もあるのではないですかというようなかたちで提言はされましたけれども、これを掲載するかしないかということでも、この特別委員会でもいろんな議論が出て、たいへん意見も拮抗いたしました。そういうような状況で、この報告書を受けておるわけでした、特別委員会の総意として、やはりこれを、言えば皆が納得するかたちで報告書に掲載をするという合意をとるにはとてもまた長い議論が必要になってくるんだろうというふうに思います。今、皆さんの御意見を一通り聞かせていただいておりますので、もう少し後でこの問題については議論を深めてみたいと思います。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 委員長、それは、私は異論があります。まず、ちょっと1つ整理すると、今この委員長報告に含むべき事項の8番目を、今、議論しておるわけですが、委員会としてのこの方針については、私はこれは、もう8番目はいらぬというふうに思っております。特別委員会としてこの調査結果を受けたというこの事実、その内容を客観的に委員長報告に盛り込んでいただければ、先ほど委員長がおっしゃったように、この特別委員長報告については議会全体として決議をする、採決を諮るということが先ほどありましたから、議会として、じゃあこの調査結果を受けて特別委員会が諒とした調査結果を受けて、議会としてどのような方針決めをしていくのかということ議論すれば私はよろしいというふうに思います。それと、先ほど議論になっておりましたこの新築案、日本設計がこの調査報告書の中に盛り込んだ新築案と

いうものは、これは私たち特別委員会、確かに意見は拮抗したかもしれないけども委員会として諒として、それが最終的に議長の手元に届いているわけですよね。委員長のこれは結論、委員会の、特別委員会の結論なんです。ですから、それを載せる、載せないという話は、これはそれ以前の話だというふうに私は思いますよ、ええ。ここで議論すべき話ではないと。もう結論はついているという話だと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 皆さん、おっしゃっているのは、見方、考え方、取り方のちょっと相違があるんじゃないかと。結局、ここでさっき副委員長も言われたように、報告書の中で触れるか、触れないかということについては採決されて触れようということにもう決定いたしました。が、むしろしなくても。ただ、そのときに上杉委員もおっしゃっていましたが、あくまでも参考としての課題だと、1と2とあるけども、報告書としては1だと。参考までにこういう指摘、こういう意見がありましたというふうなことを加えて、それを議会やこの特別委員会でするだけ近い案にというのが1つの責務と裁量権で作ったわけですけども、それについても執行部、これに特別委員会で決めたからこれに向かって進めということとは言えないと思うんですよ。全部言えないと思いますよ。あとは執行部が十分な検討をされ、市民の意見も聞かれるならそれも必要でしょう。議会のこの特別委員会の責務は今後の方針についても、今、桑田委員もおっしゃいましたが、島谷委員もおっしゃった、市民にお詫びしてどういう説明会を丁寧に持つかということで終わると思うんですわ、方針って。だから、報告書は間違いないようにしないといけないのは、こういう、あるべきだというような報告はしてはならん。

要するに、これもありましたと、奇しくも委員長じゃない、何としかたない、班長をされた人が、ふとこういうことを思いましたという発言をされたでしょ、この間も。ふと思いましたが、やっぱりこれだけかければこういうこともできるんじゃないかなということも参考までに申し上げたという趣旨だったと、あれも。だから、そこら辺のところを議会としてこれもありました、これもありました、この中で選択してくださいということじゃないと思うんです。だから、この1だけが報告書の主流になって、あとは出とるものですから、こういうことがありました。参考にしてくださいと、こういう報告のかたちだったらならん問題ないじゃないでしょうか。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 あと御意見聞いてない、湯口さんかな、はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 報告書の中身は、我々が附託を受けた検証業務の結果がまずすべてだろうと思うんですよ、委員長の報告としては、実現不可能でしたということですよ。ある意味振り出しに戻るといことだろうと思いますね。それで、ただその中で、金額を示していたということも我々の中ありましたから、なるべく提案書の意図を変えないかたちで、どういう方法があるのかということで今日の金額が出てきたんだろうと思います。それで、それはあくまでも参考として載せるということでしょうし。もう1つは、これだけの金額をかけるんだったらこうでないですかという、こう専門家の見た立場としてのあれは見解だろうと思うんですよ、私も個人的にはそう思います。あれだけの金額をかけるんだったら、恐らく同規模のものが新築で建つだろうと思います。だから、そこの議論はここでする話でもないだろうと思います。第2

段で、じゃあ検証結果を受けてどう庁舎整備、住民投票の民意をどうくみとってやっていくかという議論を、次の段階に入るんだろうと思いますね。

だから、中身の議論をちょっと入っていい、載せる、載せないということを言いだすと、なにも金額も出た耐震改修にこだわる必要のないような案も必ず出てくるはずなんですよ、こんなにお金がかかってしまうと、だから耐震改修一部増築という理念を例えば生かしたいというような言葉が出ると、今の案で言えば、先ほど言った、新築しても変わりませんよというようなことが出てくるわけでして、だけど、その理念を生かすのであれば、それだけお金がかけられないということですよ、逆に言えば。まして、いろんな問題がこの案では指摘をされてるわけですよ、もっとお金のかかる要素がたくさん含まれておるわけですよ。だとすれば、私の個人的な意見ですけども、免震自体を変えないと、ここの耐震改修というかたちの中で予算を抑えてというようなことになる、その考え方を変えない限り同じぐらいのお金がかかってしまうという結論だろうと僕は思いますけども、資料見る限りでは、それはそれとしてですけども、要するに実現は不可能でしたというのが委員長報告のサイドの趣旨だと思いますし、参考として、これ、これこういったことが知見の活用の中で我々に示されているということがはっきり出ておるわけですから、そこの部分を我々調査研究をするというのが、我々委員会の1つの役割でもありますので、せっかく知見の活用をしたということから言えば、私はそれはそれとして載せておけばいいというふうに思いますね。

◆橋尾泰博 委員長 はい。できなかったというのは、柱頭免震ですれば工事ができないということと、駐車場150台が確保できないということ、この2つですよ、できない。あと他にありますか、金額が20億ではできなかったと、この3つということですね、はい。一通り聞かしてもらいましたかな。皆さんの御意見を聞かしていただく中で、言えば検証の報告をいただいた、それを報告すればいいのではないかというような御意見もありました。日本設計に検証業務をお願いし、その報告書をそのまま、こういう報告書が出ましたというようなかたちでやるのであれば、なんか今まで、我々一生懸命議論してきたあれはなんだったのかなという、感じもせんでもないですけども、どういうかたちで、こう委員会の総意を取りまとめていくかというところ、ここが、もう少しちょっと皆さんの意見いただけませんか、皆さんの意見がまとまらんと報告書も。

◆上杉栄一 委員 はい、いいですか。

◆橋尾泰博 委員長 作れなくなりますからね。はい。

◆上杉栄一 委員 報告書はさっき皆さんが言っている、第1番目の報告書が報告書で、その中でより近いものということで変更案が出た。それで、これが出てきた問題についてもいろいろと問題があるんだけど、総事業費で40億かかるんだということで、工法変えて、2号案の理念に近いものとした場合にはこういうことができます。これができるということが出てきたわけですよ。それで、それだったら、それこそ新築の方がいいんじゃないかというような意見も、この間その報告もあったんだけど、それを載せる、載せないというのは私も、というのは、この報告書の中で言うと、その他の項になっているんだわな、全面建替案というのは、だから初めからそれを例えば業者が、それで、委託をして我々が修正案をしたときには、そんな

んだったら初めから建て替えた方がいいですよというような議論があるんであるならばだけでも、結果としては詳細にこの2号案を、2号案の変更案、これを見積もっていただいたら、これだけの金額がかかって、それだったら建て替えた方がいいですよという報告だったわけで、本来なら、我々は建て替えというものを前提として話では出てなかった、結果としてはそれが出たわけでしてね、出たわけで、それで、私は、これはそこまで載せるのがいいのかどうかという、非常に悩んでいるんです。というのは、今後の課題が4-1から4-3までであるわけでして、じゃあ、それを全部載せるということになれば、またこれも非常に、報告書からすると大変なボリュームになってくるわけで、一応の報告としては、議長にはこの報告書が出ているわけで、委員長報告、委員会報告の中で、どの範囲でどこまでそれこそ短くじゃないんだけども、まとめてするということになる、なかなかここだけクローズアップするという話にもならんわけだし、かと言って建替案がクローズアップされて、それこそ逆に言えば、なんか委員会付託をした2号案の変更案は結果としては建替案になったというようなことにならざるを得んような感じもせんでもないわけだし、だからあくまでも、うん、あくまでもやはり基本的には変更案の検討をして、その結果がこう出ましたというところで留めておけば、私はいいのではないかなというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 非常によくわかります。耐震改修の特別委員会なんで、そこに留めるというのも、委員会の名前とも絡むということも承知の上で申し上げたいんですが、普通の常識的な判断として、自分の家に置き換えてみれば、もうぼろ屋でエネルギーコストもかかる、直したって先々いつまで持たないやというようなものを直すのに、それで、5,000万かかりますよと、そしたら建築屋さんが5,000万かけて直すんだったら、新しいのを建てられたらどうですか、建物設備全部新しいことになるんですよという選択を示されたときに、一般的な常識として、じゃあ、どっちとるだいやということになれば、私は一般常識として、やっぱりそういうことも考えるのが普通じゃないのかなと思ったわけです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 それよくわかるんだ、よくわかるんだけど、この家の建て替えの場合は、ここのうちの家の建て替えの、それこそあれというのは非常に難しい問題があって、ただ単にお金の問題ではない、今までの流れがあるわけでして、古いものはとにかくなんとか使おうということでの議論があったわけですよ。だから、もったいないもったいないということで、それ、40億になったから、それがどっちがもったいないかという議論もあるけれども、そういう、最初の視点から、初めから今の庁舎をそれこそ有効活用しようという、こういうことで、例えば市民運動でももったいないからというような議論がある中でだから、今、結果としてはそれが私から言うと足かせみたいになって、でも、そうは言ってもそれで住民投票したわけだから、なんぼそれこそ期間が長くても、あるいは言ってみれば不便なあれになっても、でもそれはそれでいかないといけんではないのかなというふうに私は思うんです。だから、あえてそれは言われるように、湯口さんも言ったそれだけかけるんだったら新しい方がいいというのは一般論ではそうだけでも、この問題の事情っていうのはそういう事情じゃないわけでして、こ

それはやはりそれに拘らないといけんと私は思っております。それは市民に大変迷惑かける話になる可能性もあるけれども、でも、それはやはり3点セットで、それで拘ったわけだからやっぱりそれでいかないといけないというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 上杉委員の言われた意味も私もよくわかるんですけどね。ただ、こういった報告書の内容として比べた場合に、こういうことが出てくるというのが考えられますねということになるんですよ。それで、次のステップでしょうねと私先ほど言いましたけども、上杉委員が言われたやはり古いものを活用して云々という話になると、今回の検証の結果から言えば、免震をやったいわゆるメリットっていうのがほとんどなくなっているわけですよ、この庁舎を。なぜかと言えば使いながらしてやりたいということが大前提でした。ところが全面的に使いながらっていうのができなくなった。それは遡及の問題等もあって、そうなってくると本当にこれだけの高いお金をかけて、免震という工法を設定して、ここを1類までもって行って、しかも、やるメリットがあるかということなんですよ。そうすると普通はこの建物をどうしても古いものを活用しながら、ということであれば、免震なんかやるべきじゃないですよ。制震もしくは一般耐震で、多少スペースが狭くなくても活用する。なるべくここにお金をかけない、そして、新しい増築棟の方を充実させるっていうのが私は逆にベストだと思います、お金の配わからいってら。

ただ、そういうことを言い出すと切りがなくなりますからね、今のところは、言いませんけども、専門家が、我々がお願いした変更案についての金額とともに課題問題点も提示された。それと同じような予算をかければ本当でこのままいかれるんですけどらっていうことなんですよ。同規模ものが建っちゃいますよっていうふうなことを専門家から見て、そう感じられたということだろうと思いますけど。だから、次の段階の議論になると、上杉委員が言われたやはりここは使わざるを得ないだろうということになった場合に、どれだけのお金をかけるかということだと僕は思いますけども。ちょっとそれは報告書から離れた話になりますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 ちょっと上杉委員さんに確認したいんですけども、2の方も参考資料としても提出しないという意味ですか、今おっしゃったのは。そうじゃないでしょ。でしたら、いいじゃないですか、皆さんそういう思いだと思いますし、副委員長が言われた家の新築の場合っていうのは我々が議論することじゃない、執行部がいろいろな角度で検討されればいいと思いますしね。ただ、一部より近いかたちで検討したらこうなりました。それも参考だというように一貫して私は言っておりますけども、出た新築、同じことなら新築でもできますよという案も参考として、委員長がこうせい、こうせい、こうせいじゃない、別紙のとおり参考意見もございました、例えばですよ、そういう報告書のかたちもございましょうし、これはやっぱり前回採決された意味が、どうでしたか、私は記憶ははっきりと残していますけどね。やっぱりそのときも上杉委員が今言われたような議論を、私は同じような議論をそのときにしたんです。しましたけども、報告書に載せていこうと、それはこうしなさいという指示でなしに、参考として上杉委員も言われたように1だと報告書は、2は参考意見だということで、結構じゃないかと

ということで採決されたらそうだった。それをそのまま報告書で、報告書は委員長が2号案はこうだし、出た案はこうこうだし、できれば新築も検討してくださいってなんてされるわけじゃないんですので、あくまでも参考資料ですからいいんじゃないですか。

◆上杉栄一 委員 あの。

◆橋尾泰博 委員長 はい。上杉委員。

◆上杉栄一 委員 委員長報告に載せるか載せないかの話でしょ、要するに。だから、報告書としてはもう出ているわけだから、これは報告書の中にはこれだけのお金をかけるんだったら新築した方というような報告も出ているんだけども。それをあえて、房安委員の方からその話が出たんだけども、報告書の中に載せますかということの中で、私はそこまで載せる必要はないんじゃないかということの意見なんです。それは一番最後にその他の中で、その他ということで日本設計が説明されたわけなんですよね、その他の中で、その中で言うと。確かにこれは非常に大切な、本当言うと一番前に出ることであろうけれども、でも議会としては、今古いものとはとにかく使いたい、だから、この3点セットに近いものということでしたわけですから、さっき家を新築、直すときに、それは業者から言ったらこっちのいいですよというのは、それはもちろんよくわかっているんだけど、それをわかった上で、そうは言ってもこれはやはり3点セットでやろうという話になっているから、少々不便でも、使い勝手が悪くても、悪くてもやっぱりそれでいかないといけんという思いがあるわけですから。だから、そこに委員会、これは委員会としてですね、委員会として新しい方がいいという話はもちろんできんわけですし、報告の中でということになれば、いろんな、ここの報告じゃなしにその課題ということになれば、こちらの方にも、まだいろんな事項がありました、いろんな事項、ボリュームかかる。その建物そのものが本当にできるかっていうような課題もあったわけです。あったわけですが、私はそちらの方が本当言うと、まして報告書の方に載せてもらわないといけないと思う。ただ、それを委員長報告で全部それを入れるということになると、大変なボリュームになるということなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 私がお訊ねしておるのは、上杉委員、別添のとおり、検討や課題が提起されております、参考資料としてとかね、そういうことも書くべきでないという意味ですか、言っておられるのは。そうじゃないでしょう、報告書に載せるか載せんかという違いはどうですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 別添のとおりっていうのがちょっとよくわからんのだけど、報告書の中に、要するに今の金額で言うと建替えた方がということ載せるっていうことなんですか、逆に言えば。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 そうでなしに、前回の議論のときに、そのことを上杉委員がおっしゃったんじゃないですか、1と2があると、報告書が1だと、2は参考資料だとおっしゃっていましたが。参考資料としても、もうすでに全協で報告がありましたし、市民の皆さんもわかっております。それとこれとは話が違うわけなんですよ。要するに、参考資料としても議長には提出しないと

ということですか、はっきり。するでしょう。報告に載せなきゃいいっていうのはどういう意味ですか。

◆上杉栄一 委員 あの。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 それはちょっと房安委員の意見を訊いてみないといけんですけども、委員長報告の中で、あえて、ここの議決を採って、それで、この代替案というか、新築案っていうのが出た。それを委員長報告に載せてくださいっていう話をされたから、それからの議論なんですよ。だから、さっき言われたように別添のとおりですっていうことであるならば、それはそれで十分だと思っております。だから、新築案の分を載せるか載せないかの話で、今議論しているところなんです。わからんかな。

◆橋尾泰博 委員長 はい。ちょっと議事を整理をさせていただきたいというふうに思います。言え、この特別委員会も住民投票の結果を受けて、新しく耐震改修の特別委員会を設置して検討してくださいということで、本当にその2号案の20億でできるのかどうなのか、やっぱりこれを検証しなきゃならんということで、日本設計の知見の活用をしようということでお願いをしました。その中で、柱頭免震工事等でできませんよと、実現できませんよという中間報告が出てきて、それならばやはり上紙委員がおっしゃるように、この住民投票をやったという現実、これはやっぱり市民の皆さんの総意として尊重しなきゃならん。そういう流れの中で、2号案のかたちを崩さないかたちでより近いかたちでできる方法を考えようと、それが柱頭免震から基礎免震ですか、それになって検証していただいた。それによって、この特別委員会で定義付けた点もあります。そういうことにもよって、若干の工事費等も増えたんですが、これは9人の皆さんで鳥取市役所の性能として持つべき市役所は、こうあるべきだということによって定義付けたものでありまして、その結果として31億という設計もしていませんから、新営予算単価で積み上げたという報告書をいただいたということです。

工事ができなかった、それから金額が20億って言うておったものが31億になった。これは、大変大きな当初の計画より違ってきた部分であります。これについては、当然そういう検証結果が出ましたという報告は当然しなきゃならんですけども、言え、この金額の当てっこクイズじゃないですけども、この31億というのを1つの基準として、これから基本設計、実施設計等に入っていくわけですから、まだ、数字も動いていきますから、要は、市民の皆さんの思いというのは5月の20日にいただいております。その思いを尊重しながら鳥取市の方にできるだけ、その方向に沿ったかたちで計画を進めていただきたいという流れが自然の流れだろうと思います。その中で、鳥取市の方としてそんなにお金がかかるのであれば難しいと。それで、報告書の参考の中に新築案もできるんじゃないかということが入っております。だったら、新築案も検討してみようかというようなかたちで、市が向かっていかれるのか、それは、我々が今の段階で、ああせい、こうせいという話でもありませんし、要は、今は検証結果に基づいて、こういう結果が出てきましたけれども、市民の皆さんの総意というのは、5月の20日にこういうかたちで示されておると。その方向に沿って、できるだけ計画を進めていただきたいという流れでいいのではないかと、あとは執行部の方が検討されて、それで向かっていかれるのか、

あるいは、新築案に向かっていかれるのか、それはやっぱり次のステップの議論になってくると私は思うんですがね。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今の委員長のお話は、少し誤解を招くと思うんです。検証結果で出た 31 億はこれから下がってくる云々という話ではなくて、私たち特別委員会が行ってきたことは、20 億 8,000 万この辺の検証なんです、あくまでも。その結果、この導き出された金額が国の基準に照らし合わせて、この総工事費が 43 億ということが出てきたわけです。ですから、この 31 億この工事費が、31 億をこれからどうこうという話ではなくて、私は純粋に客観的に、この示された 20 億 8,000 万の検証結果がこうでしたということを経理報告の中に盛り込んでいただければいいということが 1 つと、先ほど来出ておりますとこの新築すればいいという、43 億あれば新築できますよと、日本設計さんがそのように提案をされたのはなぜかということなんですよね、ええ。これは逆説的に言えば、この 43 億であれば新築ができる、150 台の駐車場もできる、経済的にも将来的にも、この市民の皆さんにとって安全・安心な庁舎が建設できるということを示すことによって、20 億 8,000 万の耐震改修案のこのできないという、それを証明しようとしたわけですよ、ええ。

ですから、私は委員長報告の中に、なぜこの 1 章があって、そして 2 章のこの今後の検討課題が出てくるのかという、日本設計さんがなぜそういう今後の検討課題を特別委員会に示さざるを得なかったのかということを経、やはり私は委員長報告の中で、これまで長い間議論をしてきて積み重ねてきて、ここまでの結果が出たわけですから、それを私は客観的に捉えて委員長報告の中に、文面構成をしっかりと考えて報告をされる。なぜかと言うと、それが大事だと思うんです。これから全員協議会があって議員間討論があるわけですけども、しかしながら、これは議事録に残らないわけですよ。この 12 月の 12 月定例会での委員長報告が議事録に残る、公式な議事録に残るやっぱり一番大事な委員長報告であるからこそ、私はやっぱりこの 1 章、2 章を踏まえて委員長報告の中にきちっと盛り込んでいただくことが、私は大事だと思います。

今、市民の皆さんは、43 億これで耐震改修するんかなと、それとも新築移転の方向で議会が動いているのかと、そういうような議論だって今もうまさに出ているわけですから、そうではないということも含めて、委員長報告の中に 2 章の位置付けがどういう意味合いがあるものなのかということも踏まえて、報告の中に入れていただければいいというふうに私は思います。

◆**橋尾泰博 委員長** なかなか皆さんの御意見が広範囲になっておりまして、なかなか委員長、副委員長でたたき台を作る文章の方向性もなかなか出てこないんですが、どうでしょうね、ある程度の方向性が出てこないと粗原稿も起こせないですね。こちら辺を整理してもらわんと、うん。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** さっきも言ったけど、委員長報告にこれ新築案を載せること自体が僕はだめだというふうに申し上げときたいというふうに思います。これだけを載せるということはだめですよ。

◆**橋尾泰博 委員長** だから、そこら辺は。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 何度も言うんですけども、今後の課題の中の 1 つとして載せるというのは、私は載せるべきじゃないかなと。これだけ、上田さんも言われるように、私もこれだけ載せると

いうのはおかしいと思います。あくまで2章の中で、委員長、何回も住民投票時の皆さんの思い云々を言われます。

◆橋尾泰博 委員長 その流れできているんだから。

◆島谷龍司 委員 うん。ということと言われますけども、そこはまず検証結果できないという話が出てきているわけですから、その検証結果を受けた上で、じゃ、住民の皆さんどういうふうに思われるかというのものもあるわけです。ですからあくまで参考意見として2章があるわけですから、その中の一部変更案がこういうふうになった。ただ、その中にこういう課題、問題点もあるし、もう1つ、今言った新築案もあると、新築案と言うか、新築という考え方もあるというようなことは、私は載せるべきじゃないかなと。あくまで課題の中の1つだという話だと思いますよ、今後の。ですから、先ほど上田さんが言ったように、これだけ載せるのはだめだというのは、私もそう思います、はい。全て包含して載せるべきじゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 だから、検証結果を執行部に今後の分を渡すわけですから、報告するわけですから、その中で執行部が次の段階でどうあるべきか、ということを検討されればいいじゃないかな。なぜ我々特別委員会ですこまで新築までのことを載せなならんかということ。新築、新築というかたちで検討するんだったら、今後の検討課題の中で執行部が検討されればいいじゃないかな。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 当然それは執行部に考えていただかなきゃいけない問題だと思いますけども、先ほど来房安委員も言われましたけども、この検証結果っていうのは受けているわけですよ、報告書というかたちで。その報告書を基に、委員長として報告するわけですから、これを載せるのは当たり前じゃないでしょうか。それをあえて載せるなということ自体が、考え方として私はよく理解できないんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 なかなか距離が詰まらんね。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 私は載せとけばいいとは思うんですけども、特別委員会がこういう方針を出したということではなくして、専門家の知見として変更案というかたちの中で算出したお金を掛けられるんだったら、同じようなお金でできるんじゃないですかねっていうことを言われているだけの話であって、彼らは技術者という立場で金額を弾いておられますから、それをベースにされてこれだけお金を掛けるんでしたら、これも可能ですよねということなんです。ただ、彼らが設計者としても物事を考えさせてもらえるんだったら、いわゆるもっと違った案を示されるかもしれませんわ。今のこの本庁舎の耐震改修プラス増築ということベースにして、たまたま2号案ができないという前提で変更案というかたちを作ってお願ひした中であれだけの金額が出たものだから、それに対してということで1つのあれを示されたということであってね。全くフリーで考えるんだったら、また私は違う提案を設計者として彼らはするだろうと思いますけれども。その枠の中で言われたということだと私は思いますから。改めてこういう方向でということではなくていいですから、報告書の中にこういうことが記載されているという

意味でね、いいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 今日この今の議論の中で、やっぱりその1章2章という捉えかたがやっぱり皆さん認識がありますよね。表現は別にして1章2章の取り扱いについて、1章は1章で検証作業をとしてやってもらった分の報告書、それから住民投票をやった1つの流れの中でやっぱり2号案により近いもので1部条件を変更してでも、そのかたちでの検証をしていただくということで、2号案をしていただいた、それによって金額も出てきた。それで、その報告書のまとめのところっていうか、今後の課題という部分で、新築の新築案というのものも1つ検討されてはいかがですかというようなことが出てきた。これは、基本計画のときに検討すべき課題ということで、基本計画もできていない段階ですから、そこまで踏み込むのがいいのかどうなのかは別にして、実際報告書としては出てきておるわけですよ。

ですから、表現は別としてやっぱり、1章2章、この部分をどう抜粋をして、検証報告としてまとめるかということでございますので、先ほどからいろいろ議論いただく中で、なかなか双方の意見の距離が縮まらないという部分もあります。できれば、委員会としてこういう表現にしてほしいということが1本化できれば一番ありがたいですけども、なかなか今日の議論ではこれ以上詰まらないと思いますので、その1つの報告書の文面もほんとにこれだけの報告書が出て、事細かに今までの系列を辿ってやってやるということになると、大変大きなボリュームにもなるし、そうなれば果たしてそういうかたちがいいのか、やっぱりその出てきた問題点を整理して、簡潔明瞭にまとめる報告書の方がいいのか、それは今後の課題だと思いますけれども、1度ですね、委員長と副委員長で、こう下原稿を今の皆さんの意見を聞かさせていただく中のことを整理させていただいて、1度作らせていただいけませんか。それで、実際目を通していただいて、そこでこれがいけんとか、これは抜けとか、ここのところはもっと詳しく書けとかいうことが出て来るんだろうと、それの方が中身の濃い議論になるんだろうと思うんで、そういうようなかたちで、はい。ちょっと待って、そういうかたちでさせていただければ、一番今日のところはありがたいというか。

それから本委員会の今後のありかたについては、当然その委員会の編成替えのことだろうと思いますから、これは当然次の議長さんなり、我々としてもまだまだ検討する課題があるから、体制を変えるにしても今後とも継続してやっていただきたいという、まとめにはなるんだろうと思いますけども。ですから、この7番8番については今日皆さんから御意見をいただきましたので、それを基本としてまとめさせていただきたいというふうに思います。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 具体的に委員長、副委員長で、その文案のたたき台を御提出いただいて、さらに特別委員会で議論をするということについては私も異論はありません。ただ、流れがやはりこの調査結果にはあるわけですし、その流れを踏まえて委員長報告を組立てていただければならないというふうに思うわけですよ。まず1章2章、それで1章が結論で2章が参考だという話が出ておりますけども、なぜ2章が出てきたのかという、先ほど来の私の話と重複するかもしれませんが、この耐震改修案ができなかったと。それで43、その委員長の先ほどおっしゃったけれども、耐震改修案を基にどれだけ近づけていくのかという議論があつて、43億出てきたけども、これでさえさまざまな検討課題、問題点があるわけですよ。それで、い

こうという話ではない。だからこそ新築というものが出てきているわけです、そのさらに対案として。ですから、この辺も踏まえてね。

◆橋尾泰博 委員長 わかりました、はい。

◆桑田達也 委員 委員長、まだ途中じゃないですか。

◆橋尾泰博 委員長 わかった、もう。

◆桑田達也 委員 委員長、私、何回も言っていますけども、委員長は御自身の自論はどんどんしゃべられるけども、委員の意見については遮られるんですよ、これはいけないと思いますよ、私は。委員会運営としては、やはり委員の発言のやっぱり権利というのはきっちり守っていただかないといけない。それはきちっとやっぱり胸の中に留めておいていただきたいと思えますよ。そのことも踏まえて、私は委員長報告を副委員長と一緒にまとめていただきたいと思えます。

◆橋尾泰博 委員長 桑田委員がおっしゃったね、その系列、これは今日もちょっと委員長報告に含むべき事項として、4番5番6番この辺に出てくる話だろうと思います。それで、最終的にはその8の最終的な方向というか、取りまとめの文言になってくんだろうというふうに思っていますので、桑田委員の言われることは今日皆さんに御提示した1～9の系列の中で、当然記載されていく内容だと思えます。それは御理解いただいております。それでは、今日皆さんからいただいた委員長、副委員長にお任せをいただく字句の整理、それから委員長報告に含むべき事項について1番～9番までの時系列、御定義をさせていただきました。その中で7番8番については具体的な御意見もたくさん頂戴をいたしました。そのような皆さんの御意見をいただいた中で、1度この報告書の原案を作らしていただいて、その原案を、審議をする材料としてより中身の濃い議論に入らしていただきたいというふうに思っています。

それで、今日の委員会はこれで閉じさせていただきたいと思えますけれども、次回の特別委員会の日程を皆さんのご都合のいいときを調整したいと思えますが、来週は、議会の日程が立て込んでおまして、日程的に取れない状況でございます。それで26日の週になります、26日は午前中に全員協議会が入っております。それから27日が議運とか代表者会が入っております。28日の水曜日何かはどうでございましょうか、皆さんの御都合ってというのは、定数がありますか。そうですか。はい。そしたら28日の今日と一緒に13時ということでもよろしゅうございますか。定数の委員のかたは1日ということになりますけども、よろしいかな。はい。それでは28日の1時から特別委員会を招集をさせていただきたいというふうに思っています。はい、それでは今日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

午後5時35分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博